

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

平成26年9月4日（木曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	文書課長	下村和郎君
産業振興課長	乙幡正喜君	子育て支援課長	高橋宏之君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
市 民 生 活 課 長 田 村 美 砂 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
環 境 部 副 参 事 中 野 哲 也 君
社 会 教 育 課 長 村 上 敏 彰 君

青 少 年 課 長 中 村 修 君
福 祉 推 進 課 長 尾 又 齊 夫 君
ご み 対 策 課 長 松 本 幹 男 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
中 央 図 書 館 長 関 田 実 千 代 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時50分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） おはようございます。議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。平成26年度第3回東大和市議会定例会における一般質問を行います。

今回、私に取り上げた項目としまして、大きい項目で5つございます。

1番として、ごみ有料化に伴う市民への説明状況と市民からの意見について。

今回のごみ有料化に伴い、市民への周知のためにコールセンターを設置したが、どのような意見が寄せられ、それにどう対処したのか、また今後の対応について。

2番目として、3市共同資源化事業の進め方について。

これまでの経緯を含め、現在の進捗状況とごみ行政全般を見据えての今後の進め方について。

3番目として、都市マスタープランについて。

都市マスタープランの見直しに伴い、都市マスタープラン地域別懇談会が開催されているが、その現状と今後の予定・方針について。

4番目として、児童・生徒、学生の居場所について。

①として、市内の図書館では学習スペースがほとんどない状況であるが、現状の認識と今後について。

②として、図書館以外で、児童・生徒、学生が気軽に集まれる場所に関して、どのようなことが考えられているか。

5番目、図書館の運営について。

図書館の運営に関しては、昨今、指定管理者制度の導入を初め大胆な民間の活用を始めている自治体もあります。図書館のあり方について、当初の設置状況と現状市民から求められている図書館像に乖離が見られてきているのではないかと考えるが、今後の図書館の運営についての現状認識と今後についてを伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行いたいと思います。よろしくお願ひします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、家庭廃棄物有料化に伴い設置したコールセンターに寄せられた意見や、その対応等についてであります。市では家庭廃棄物有料化及び戸別収集の導入に伴いコールセンターを開設し、市民の皆様からの問い合わせに対応しているところでございます。これまでに2,000件を超えるお電話をいただいているところでございます。問い合わせの主な内容といたしましては、ごみの分別や排出方法、戸別収集の導入に伴う排出場所

などとなっております、問い合わせの内容によりましては、ごみ対策課の職員と連携し適切に対応しております。市民の皆様にも、今後も家庭廃棄物有料化及び戸別収集の内容について周知に努めてまいります。

次に、3市共同資源化事業の進捗状況と今後の進め方についてであります。平成26年6月16日から7月15日までの1カ月間、3市共同資源化事業基本構想（案）につきましてパブリックコメントを実施し、あわせて小平市、武蔵村山市及び東大和市の市民の皆様を対象に、意見交換会の開催と施設整備地域連絡協議会での説明を行ってきたところであります。今後につきましては、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープラン見直しに伴う地域別懇談会の開催状況と今後の予定についてであります。今回実施いたしました地域別懇談会につきましては、平成26年度地域別のまちづくり方針を策定するに当たり、地域ごとに市民の皆様のご意見を伺うために開催したものであります。7月下旬から8月上旬にかけて市内8カ所で開催したところ、出席者は合計で61人でありました。今後の地域別懇談会につきましては、平成26年10月から11月の開催を予定しております。

次に、児童・生徒、学生の居場所としての図書館での学習スペースの現状と今後についてであります。現在市内8カ所の図書館には、学習専用の部屋や座席はございませんが、中央図書館の児童開架室においては、子供たちのための本の閲覧席があり、自習や何人かのグループでの学習に利用することができるようになっております。今後につきましても、現状の設備の中で学習スペースのあり方、ルール等について研究してまいります。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館以外で児童・生徒、学生が気軽に集まれる場所についてであります。児童・生徒の居場所としましては勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行うことを目的とした小学校で実施しております放課後子ども教室並びに児童に健全な遊び場を提供してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした居場所として児童館が挙げられます。また市民センターや地区会館のロビー等には、テーブルや椅子を設置したスペースがあります。どなたでも利用できる施設ですので、他の利用者と共用しながら学習スペースとして利用することも可能であると考えております。

次に、図書館の運営についてであります。中央図書館は昭和59年4月に開館し、ことしで30周年を迎えました。その後、社会情勢は大きく変化し、図書館の運営形態についても、直営方式だけでなく指定管理者制度や業務委託、PFIなどを導入しているところも多く見受けられるようになりました。そのため市では、東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会において、さまざまな運営形態についての検討を進めておりますが、図書館においても情報収集に努めているところであります。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、児童・生徒、学生の居場所として考えられる図書館での学習スペースの現状と今後についてであります。現在、中央図書館では学習専用室の部屋や座席は設けておりませんが、児童開架室に丸テーブル2つと長机1つを配置し、合計で15人から20人程度が座って読書ができる状況にしております。また2階のレファレンス室は、原則として中学生以上が利用できる調べものをする部屋になっております。具体的には、個別の席が23席、大机の集合席が6席あり、レファレンス室内の資料を使用する場合には、この座席を利用することができます。現在、レファレンス室の利用に関しましては、室内の資料を用いない自習がで

きないことや、貴重品や筆記用具以外はロッカーに入れていただくことなどのルールがあります。しかし、図書館への声の中では、レファレンス室のルールをもう少し緩やかにしてほしい、あるいは自習室としても使えるようにしてほしいなどの御要望をいただいております。今後につきましては、施設の有効活用といった点からも他市の事例等を参考に、どのような学習スペースが確保できるのか、またそのルールはどうあるべきなのかなどについて研究してまいりたいと考えております。

次に、図書館の運営における現状認識と今後についてであります。中央図書館は市民の強い要請により、昭和59年4月15日に開館いたしました。当時は人口が6万8,000人余りで、建設に当たり市民参加による建設専門委員会を設置し、その答申を全面的に基本計画に取り入れました。運営、建設の基本的な考え方は、資料の貸し出しに重点を置いた運営が行えること、児童やお年寄り、障害のある方の利用にも十分対応できること、また入りやすく楽しい雰囲気であることなどであります。その後、平成5年7月に桜が丘図書館が開館し、平成19年1月には清原図書館も開館いたしました。また平成8年5月からは中央図書館の夜間開館を初め、近隣市との相互利用については平成15年4月に東村山市、平成24年4月に武蔵村山市と協定を締結いたしました。

中央図書館が開館してから、ことして30周年を迎えましたが、この間、社会情勢は大きく変化し、図書館の運営形態についても、直営方式だけではなく、さまざまな制度を導入する施設も多く見受けられるようになってきております。多摩26市の平成26年8月現在の状況ですが、直営のみの運営は17市、指定管理者制度や業務委託、PFI方式を一部でも取り入れている市は9市で、立川市、武蔵野市、府中市、昭島市、小金井市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市となっております。昭島市では、平成23年4月から分館、分室、移動図書館の運営を民間委託し、立川市では8館ある分館のうち、平成25年4月から5館に指定管理者制度を導入いたしました。また府中市や稲城市においては、図書館の建設に合わせPFI方式を取り入れ運営をしております。今後につきましても情報収集に努め、市民サービスの向上に向け研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問を行いたいと思います。

まず、ごみ有料化に伴う件ですけれども、昨日、蜂須賀議員や中野議員などの一般質問での御答弁で、ほぼほぼ私のもとに寄せられた市民の疑問も解消されたと思うので、幾つか確認だけさせていただいて次の質問に移りたいというふうに思います。

昨日も話がありましたけれども、収集時間について8時になったということで、商店を経営されてる方で、通ってらっしゃる方ですね、これまで10時開店だったんで、9時ちょっとぐらいに通勤したらしいんですね。その方が、ごみ出そうと思ったらもう、急に8時になったんで持ってけなかったということがありましたので、まあそのことは昨日お話いただいたんで結構ですけれども、コールセンターに電話をした際に、結局、通り一辺倒というか、規則なんでもうそれは変えられないという話でね、がちが明かなくなって、結局、市役所に問い合わせたという形になったそうなんです。コールセンターを、もちろん取り入れるということは別に反対するわけではないんですけれども、2,600件のそういうコールセンターに電話がかかってきたもののうち、かなりの部分が、結局がちが明かないから市役所に電話をしたという件があると思うんですけれども、この2カ月の間に、コールセンターに2,600件あったうち、そのうちでなくてもいいんですけれども、市役所に直接電話あったというのは何件ぐらいなのでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回制度改正に当たりまして、コールセンターのほうを設置しました。全体の

件数ということで先ほど説明をしたところでございますが、やはり基本的には今回の制度改正の内容のアナウンスというのを、市に今回設置したところでございますので、個別具体的な話で一定程度、私ども市側のほうも配慮しなければ円滑な収集が行えない。そういったことにつきましては、具体的な件数というのはちょっと現在捉えてはいるんですが、コールセンターから折り返し市のほうへ転送を逆に行う、そんな形で対応したというところがございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今後、コールセンター、終了しますよね。その後も、結局10月からこのごみ有料化が本格的に始まります。そうすると、今までより多くの声が寄せられると思います。その中で、きのうもお話にありましたけれども、一旦決まったことで今後変えないんだという方針ではなくて、2カ月ぐらいの試行期間ではまだまだ問題点が出切っていないと思うんですよ。これ新しい制度を導入するときには、そういった変更というんですかね、いろんな問題点が出てくるのは当たり前なんです。出てくるのは当然と考えて柔軟に対応するという姿勢を持ちながらやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨日の質問の中においても、幾つか御質問いただいております。私ども今回の改正に当たりまして、段階を踏むということで試行期間を設けております。その中で幾つかいただいた声、意見等あるわけですが、ただ10月から具体的に指定の有料袋を使って排出をしていただく。その中で、広い意味では、そこも含めてある種の試行という部分は、捉える点は私どもとしては必要かと思っておりますので、一定の期間を見た中で全体の——いかに円滑に運ばばいいのか、そういったところは一定の時期にまとめていく、それでまたそれをどこかできちんと反映をしてみた中で、円滑なごみ処理事業に努められればというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 柔軟な対応をいただけるということで、この項の質問は以上とさせていただきます。

次に、3市共同資源化事業の進め方についてなんですけれども、これまで私は、この議会で幾度となくこの問題を取り上げてきました。今議会は初めてのインターネット中継ということで、質問の内容には「これまでの経緯を含め、現在の進捗状況と今後をお聞きします」と通告しておりますので、少しわかりやすく、これまでの経緯を私のほうで説明させていただきたいというふうに思います。

質問の前提として、お互いに共通認識を持つ必要がございますので、ちょっと時間をいただく形になりますが、よろしく申し上げます。間違いがあれば、御答弁の中で修正をお願いしたいと思います。

まず現在のごみ処理に関しましては、可燃物に関しては小平市、武蔵村山市、東大和市の3市で共同で処理をしています。焼却炉は、東大和市駅と玉川上水駅のちょうど間ぐらいにある焼却炉で行っております。その焼却灰は、日の出町の二ツ塚処分場に運ばれております。不燃物は、同じく小平、武蔵村山市、東大和市の3市の共同で処理をした後、二ツ塚処分場に埋め立て処理されています。そのほか瓶・缶・ペットボトル、蛍光管、乾電池は各市が処理しております。ここまでで、よろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいまお話のございました可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ等につきましては、そのとおりの流れとなっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） それでは、3市共同資源化事業の経緯についてをちょっとお聞きします。

平成5年に東大和市リサイクルシステム基本構想の中で、（仮称）リサイクル文化センターが提案され、平

成6年に桜が丘2丁目、現在のパチンコ屋が建つ場所と特養のさくら苑の間に暫定リサイクル施設が開設されました。このときは東大和市の一部をモデル地区として、廃プラを収集して選別し業者に引き渡すまでの中間処理を行う施設です。非常に小規模のもので、かつ東大和市単独の施設でしたので、そのためかどうかわかりませんが、暫定リサイクル施設である旨の看板も掲げられていませんでした。そのため、周辺からは何をしている施設かはわからない状況ではありました。

平成15年4月に、桜が丘2丁目の地区計画が決定されました。この地区計画は、にぎわいと良好な居住環境を整備する目的で、その後、イトーヨーカドーやグランドメゾンなどの高層マンション、SAXAの杜などの住宅地が平成18年ぐらいまでに分譲整備されるようになりました。

平成16年2月23日、ごみゼロプラン見直し調整部会調査検討結果報告書の4ページで、初めて公式にこの桜が丘の場所を借用し、小平市、武蔵村山市、東大和市の3つの市が共同で、廃プラなどを処理するリサイクル施設をつくる計画が出てきました。

平成17年8月23日の理事者合意、理事者とは、小平市長、武蔵村山市長、東大和市長の三者をいいますけれども、この際に東大和市の土地を借用してリサイクルプラザをつくりたいという案が出され、それに当時の尾又東大和市長が賛成をしています。このときの安易な意思表示が後々問題となってくるといったところです。

平成17年11月1日号の市議会だよりを見ますと、「リサイクル文化センター建設の見通しと共同処理場の整合性はどのようにしていくのか」という議員の質問に対し、「市の建設計画は財政的な問題で中断したが、三市共同処理ということで、今後は小平・村山・大和衛生組合の事業として進んでいき、21年を稼働目途としている」との記載があり、このあたりから議会も認識をし始めたというところだと思います。

平成19年3月に、小平・村山・大和衛生組合 3市共同資源化等に関する調査報告書が出されました。

平成20年3月14日に、グランドメゾン側に近隣住民代表として、3市共同資源化推進懇談会の委員選出の依頼がありました。近隣の住民の方、といってもこの場合は管理組合の理事会の役員を中心ですが、この時期になって、この計画を初めて知ることとなりました。当時、グランドメゾンの理事長は、市役所にその説明会を要望しましたが、市役所がその後、行ったのは市民懇談会の委員募集についての説明会でした。そのため、再度この計画についての説明会を要望しておりました。

平成20年5月19日から、3市共同資源化推進市民懇談会が始まりました。

平成20年6月13日の朝日新聞に「看板なき操業 覆面ごみ暫定施設」という記事が掲載されました。前段でも述べましたが、周辺に大規模な住宅が建ってしまった後も、この場所がどういう場所であるかという認識は周辺住民になかったところ、行政から知らされる前に新聞記事によって多くの住民が知ることとなったわけです。

平成20年6月17日、3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情が東大和市議会に提出され、採択をされました。

平成20年9月6日に「市の施設が違法建築 リサイクル 東大和2棟撤去を検討」との記事が掲載されました。

平成20年9月8日に、東大和市議会で当時の尾又市長が、「地域住民の合意を得ることが困難であるとすれば、改めて組合は今までの方針を再検討すべきだろうというふうに思っています」と発言がありました。しかし、そうした答弁にかかわらず、小平市や武蔵村山市との調整を、その後、行ったという形跡は公式文書の中では見られません。

そして、平成22年3月26日、小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設建設について抜本的な見直しを求める決議が採択されました。それを受け、平成22年6月23日の庁議において、3市共同資源物処理施設の建設については、建設の受け入れが困難であるとの決定があり、12月27日、尾又市長は、小平市長と武蔵村山市長と話し合う予定であったが、両名とも東大和市役所にあられず、話し合いは実現しなかったとあります。このあたりの経緯は議会でも議論がありまして、過去の議事録を見ますと、受け入れが困難であるということの説明を、東大和市長が積極的に両市に出向いて説明しなかったと。結果的に、東大和市に呼びつける形となってしまったのではないかなという経緯があります。私は、このあたりの対応の悪さも後々ひきずっているのではないかなというふうに考えておりますが。

平成23年4月には市長選挙があり、現在の尾崎市長が誕生しました。この件を引き継いだわけですがけれども、小平市長からは、このリサイクル施設の受け入れ困難であることの代替案を求められてきたと聞いております。尾崎市長は、平成24年2月16日、小林市長宛てに一部の品目を民間委託で行うことも検討いただきたく、継続して協議をお願いするものでありますという旨の文書を送っています。

その後、市長は6品目中、ペットボトル、その他容器プラを除く4品目の受け入れを代替案で示しましたが拒否された。そして、ペットボトルとその他容器プラ2品目を処理するという代替案が承諾され、3市共同資源物処理施設に関する合意書が平成25年1月に3市の市長でなされ、8月には東大和市中央公民館で3市の市長を初め、衛生組合、3市の幹部が出席し住民説明会が行われました。その合意書の文言には、「地域住民の合意を得て計画を進める」とあったことを付言しておきます。

平成26年2月から、施設整備地域連絡協議会が設置され、これまでに月1回程度のペースで地域住民と衛生組合及び3市が協議を重ねているところです。

平成26年3月に、3市共同資源化事業構想案が出てきて、それを受け6月に3市共同資源物処理施設整備基本計画の説明を受けました。

その後、6月にパブリックコメントの募集があり、また一昨日には3市共同資源化事業基本構想について、全員協議会において説明を受けたところであります。

長くなりましたが、以上できるだけわかりやすく時系列で説明させていただきましたが、これに関して修正等があればお願いします。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 大きいところの話というか、流れという点では、議員のおっしゃるとおりの部分ではあるかと思うんですが、冒頭、一番最初の部分の（仮称）リサイクル文化センター構想のところがございますが、そこで容器包装プラスチック、まあ議員のほうからは廃プラということで表現があったかと思うんですが、当時の計画の中でプラスチックということで入ってると思うんですが、当時はそのプラスチックというのは、主としてペットボトルを処理するというところで計画がされているものでございます。当時、容器包装リサイクル法がまだ完全施行されていなかった段階での計画となっておりますので、その点についてだけ一部申し上げたいと思います。

以上です。

○**2 1 番（床鍋義博君）** 修正ありがとうございます。まあ大筋では変わらないということで、共通認識ができたところで質問を続けさせていただきます。

この件に関して今までの経緯を見ると、大きい問題が4つあるのかなと。1番目として、必要性の有無と代替案の検討の有無があったかどうか。2番目として、決定過程における重大な瑕疵があったのではないかと。3

番目として、計画決定時と現在の大きな環境変化に対応しているのかどうか。4番目として、計画の進め方が強引過ぎるのではないかと。以上、4点に絞られるのではないかなというふうに思います。

1つ目の必要性の有無に関してお聞きしますが、現在、東大和市、武蔵村山市はペットボトルや、その他容器包装プラの中間処理を民間業者に委託をしております。小平市は、東大和市の暫定リサイクル施設の敷地の倍以上を持つリサイクルセンターで処理をしております。ただ、小平市は軟質系のプラスチックごみはリサイクルせず、現在焼却処分をしております。この計画が持ち上がってから、ほぼ10年経過をしていますけれども、ほぼ10年間、各市で処理してきたものを、あえて新たに多額の税金を投入して建設しなければならない理由をお示してください。

○環境部長（田口茂夫君） 容器リサイクル法が施行されてきてまして、当然可燃ごみ、不燃ごみ等につきましては3市で実施をしてきているところがございます。そういったところから、現在東大和市におきましては武蔵村山市にあります民間の施設で実施をしてございます。しかしながら、やはり継続性ですとか安定性においても問題があるというふうな認識は、我々としても持ち合わせてございます。そういったところと、小平市におきましては現在、今議員からお話がありましたとおり、容器包装プラスチックについては、小平市にあります小平・村山・大和衛生組合のほうの焼却施設で燃やしているということなど等から、やはり公設で安定的に処理をしていく必要があるということから、今回、当初は先ほどの過去の経緯の中では6品目という経緯があった中の以降、2品目として容器包装プラスチック並びにペットボトル、こちらの2品目を公設で実施をしていくというふうな形で4団体で話がまとまってきているという状況でございます。

○21番（床鍋義博君） 今、公設で安定的にという話がありましたけれども、そもそもこの平成15年から16年ぐらいですね——に東大和でやるという話が出たときの一番のきっかけとなったところは、過去の16年2月23日のごみゼロプラン見直し調整部会調査検討結果報告書の中に書いてあるんですけども、「小平市のリサイクルセンターの老朽化が進み、今後大改修が必要となる」というふうに書いてあるんですね。これが一番大きいきっかけとなったのではないかなというふうに思っているんです。なぜかといえば当時は、先ほど申し上げましたとおり、東大和は一部モデル地区での収集を行っていただけで、武蔵村山市に至りましては、この議事録の中で、「我が市が一番引かかるのかな。民間に一定期間契約済みなんですよね。減価償却とか補助金を出しながら運営を任せているということですから、仮に10年間の契約を5年で打ち切るわけには行かないですね」とある。となると、余り3市共同で積極的にやるというよりは、一番大きいところが、その小平市のリサイクルセンターの老朽化の改修だったのかなというふうに思うんですが、今の理由だと何かそれじゃない理由に思えるんですが、もともとのきっかけはこういうことだったということによろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員のほうから平成16年当時のお話が出たわけですが、確かに小平市のリサイクルセンターの老朽化、そこにつきましてはその話も事実かと思うんですが、ただ、一方、東大和市の暫定リサイクル施設、これも平成16年当時という中では、あくまでも東大和市の今の現在の暫定リサイクル施設というのは、議員も御承知かと思うんですが、当時（仮称）リサイクル文化センター構想がございましたので、市としてリサイクル文化センターをつくるんだという当時の考えがあり、それが途中で建設が難しくなってきたという点がございまして、今の暫定リサイクル施設というのは、あくまでも当時の考えからいきますと、（仮称）リサイクル文化センターができるまでの間の暫定的な施設だということからきております。ですから平成16年の当時となりますと、小平市の施設の老朽化以外にも、東大和市としてもきちんとした施設を、財政状況面では厳しいというものはあるものの、やはり容り法の関係もございまして、今後

ごみをさらに減らしていかなければいけないという当時の考えもございましたので、そういうところでは考えは一致しているところで、この話がきてるのではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 東大和市の状況は、もちろん松本課長はその経緯を御存じですので、そうだなというふうには思っているんですけども、さきに述べましたけれども、東大和市は建設受け入れ困難であるということの申し入れを行って行っておりましたが、これをなぜ受け入れられなかったのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 先ほど議員のほうから、施設建設につきまして、その施設の設置の必要性ですとか経済性、また現在の環境の変化というところのお話もございました。やはりごみ処理が、今後も継続して必要だということで、やはりごみ処理は安定的に処理をするというのが、これは議員も御存じのところですが、やはり自治体の責務になっております。ですから、そういった意味での必要性というところ、それと今後向こう先を考えた施設の安定稼働と適正なごみ処理を行う。そういった関係から、今後やはり3市が一致した中で安定処理をしていくにはというところで話を持ち上げてきたところでございます。ですから、したがって東大和市独自で全てのごみを処理するということができない状況もございますので、そういった点からは、このような形で共同歩調をとった中で4団体で進めていくというのが、東大和市の考えというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) もちろんごみ処理に関しては、3市が共同してやるというのは別に反対しているわけではなくて、ただ今言ったことに、全てのごみをという話だったんで、僕それちょっと見解が違うんですね。全てのごみではなくて、その一部分が、各自治体が個別でやってるものに関しては無理やり統合する必要もないんじゃないかなというふうには思っているんです。それは見解の相違なのかもしれないかもしれませんが、次の質問に移りますが、これまで衛生組合の管理者である小林市長ですね、小平の市長はいろいろ代替案を求めてきておりました。先ほども幾つか述べましたけども、それ以外で東大和市がその代替案として、こういうものはどうかということをご提案をしたことがあるのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 東大和市としても、確かに議員がおっしゃるとおり、独自のごみ処理ルートをつくるということは、それは可能ですし、そういったところの配慮も必要だとは考えております。ただ、共同歩調をとることによりまして、円滑というところ以外に、効率的にごみ処理が適正処理できるということであれば、そういったところについては共同歩調をとる。そうでないところについては、それぞれの市の施策等も関係してきますので、そういったところで総合的に考えますと、やはり共同歩調をとるところが得られやすいもの、それについて今回事業として進めているものでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 共同歩調についての考え方はわかったんですけども、東大和市が提案をしたことに関して、先ほど一部民間委託も含めての提案であるとか、6品目中、廃プラを除く4品目であるとかという提案のほかには提案をしたということはないんですね。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のお話のあった内容以外のものは、提案はしてございません。

以上です。

○21番(床鍋義博君) その提案を断られた、例えば民間委託の申し入れが拒否されたというのは、理由を教えてくださいいただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいま議員のほうから民間委託の申し入れの断りというところがございましたが、私どももいたしましては別に民間委託の申し入れというのは行っておりませんので、断られたというような、そういうことの話はないものとなっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 平成24年の2月16日に、尾崎市長から小林市長宛てに「3市共同資源化事業の取り扱いについて」の中で、そのような文言がありますよ。「想定地で6品目を3市共同で処理するためには、一部の品目を民間委託で行うことも検討いただきたく、継続して協議をお願いするものであります」という文書がありますが、それに関してはいかがですか。

○環境部長（田口茂夫君） 確かにそういった文書はあるというふうに認識はしてございます。しかし、小平市などと協議の中で、民間委託に対してこれがどうだから反対だとかいうお話ではなくて、逆に必要性の部分として容器包装プラスチック、これが重さとしてはそれほど重くないものになりますが、かさとしては大変多い量になっておりますので、こういったものは当然必要だというふうなお話の中で、2品目、容器包装プラスチック並びにペットボトル、この2品目は最低限必要だというふうなお話の中でいただいているというふうな内容でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 当初、リサイクルする対象というのは、瓶・缶・ペットボトル、容器包装プラ、乾電池、蛍光管の6種類でしたけども、今部長がおっしゃったように、かさが一番大きいペットボトルと容器プラをやれというふうに、それはある意味それ以外は認められない、代替案を出したけれども、それ以外、それが入ってない案は認められないということだったんじゃないかなというふうに思うわけです。これはペットボトル、容器包装プラの2品目以外の施設を、東大和に何が何でもつくるといようなことに思えてならないんですね。

これは先ほど申しましたとおり、もうきっかけが小平市のリサイクルセンターの老朽化対策ではなかったなというふうに言いました。もちろんそれだけではないということも御答弁を受けて、もちろんそれだけではないというふうに思いますが、これかなり住民に負担をかけるものをやる場合に、それだったら今各市が分散してやってるのを無理やり3市でつくる必要はあるのかなという根本的な疑問を持っております。

そこは先ほど御答弁がありましたので、これやりとりしてもずっとこう、平行線になると思うので次の質問に移りますけれども、平成16年のごみゼロプラン見直し調整部会調査検討結果報告書に、武蔵村山市と東大和市は民間委託なので別段つくる必要はないし、まあ先ほど述べたように他の代替案というのは全部拒否されましたね。これ途中でね、廃プラ施設を受け入れなければ衛生組合から脱退するとか、そういったことの話もあったというふうに聞いておりますが、それね、そういうことをね、まさか責任のある立場でそういうことを言ったというのはちょっと信じがたい話なんですけれども、その中で尾崎市長が苦渋の選択を迫られたということが御真相ではないかなというふうに思っているんですが、そのあたりそういった話というものはあったのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員からお話がありましたように、直接的にそのような、具体的に小平・村山・大和衛生組合を解体するですとか、そういった直接のお話ではありませんが、その焼却施設の場所についても、現小平市にあるような場所ではなく、他の場所についても選択を検討する必要があるよというふうなお話の中で、そのようなお話があったというふうには聞いております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 私、今まで、これまで説明会とかいろんな協議会とかって傍聴させていただいた中で、これやっぱり市長だけではなくて、やっぱり職員の中にもそういった意識があるんじゃないかなという言動が結構見られます。今まで小平市が焼却を引き受けてきたとか。もちろん地図上ですよね、行政区画上は小平市に焼却炉があるわけですけども、実際に現地を見ますと東大和市に接してる分もかなり多いですし、もちろん3市で共同でやってるわけですから、小平市が引き受けてきた、もちろん地元の中島町の皆さんにはそういう意識がある。それは当然だと思います。しかしながら、桜が丘に関しても距離的にいうとそれほど離れてない。そういった場所に、この廃プラ施設をつくるということがあったので、集中化してるから問題じゃないかということが、これ根本だなというふうには思っているわけです。

もちろん小平市長を特段悪者にするわけではなくて、ここに至るまでの経緯で東大和市の対応の悪さがあったということは、これ疑いようもないことなんですね。その行政の不備のツケを建設予定地周辺の住民に押しつけるという形になるということは、これは僕は許されないというふうには思っております。

ここで質問ちょっと変えます。これまで、さまざまな説明会の中で、日の出町の最終処分場に持ち込むごみの量、焼却灰の量ですね——を減らすためにもリサイクルが必要であるとの説明がされてきましたが、そこでお聞きしますけれども、廃プラ施設をつくって削減できるごみの量というか、焼却灰の量はどれぐらいと予想されますでしょうか。現在委託している2市の方は当然除きますよね、それは入らないわけですから。

○環境部長(田口茂夫君) 現在容器包装プラスチックを小平市にあります焼却施設で処理をしているものにつきましては、小平市だけでございます。ただ具体的にその量がどのくらいあるかというのは、組成分析の中で1,000トンですとか1,500トンというふうなお話は聞いているところではございますが、じゃそれを実際に焼却して残りのものがどのくらいの量になるかというのは、大変申しわけありません、具体的な数字は持ち合わせていないという状況でございます。

○21番(床鍋義博君) 1,000トンから1,500トンという、まあこれ軟質系のプラスチックですから、基本的に石油系のものでありますから、燃やすとほとんどなくなっちゃうんじゃないかなというふうに思うんで、それが焼却灰を減らすための施策というのは、ちょっと信じがたいなというふうに思っているわけなんですね。それよりは、通常の可燃物の量を減らす努力をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、現在の可燃物の減量こそが、まず最初にやるべきことなんじゃないかなというふうに思うわけです。既に尾崎市長は、東大和市の中でごみ減量を着々と行って、10月には先ほど話しました有料化が始まります。より減量化が東大和では進むということになるでしょう。他の2市は、まだいつやるというのはわかってないですよね。計画段階というふうに聞きますけれども、これいつやるんだと。他市の状況のことなんで、今御答弁いただかなくても結構なんですけれども、ただこれ3市で共同で処理しているわけですから、できるだけ早くごみ有料化も含めて減量対策を進めなければ、先ほど申し上げました焼却灰の持ち込みの量は減らないんじゃないかなというふうには思うんです。そのあたりの見解は、まあ変わらないと思うんですけど、その考え方についてはいかがですか。

○環境部長(田口茂夫君) 家庭廃棄物の有料化につきましては、小平市、武蔵村山市の施策の中で実施をされるというふうなことになろうかと思いますが、小平市、武蔵村山市の一般廃棄物処理基本計画などにおきましても、有料化につきましても幾つか記載があるというふうに私どもも認識してございますし、先般の全員協議会の中でもお話をさせていただきましたとおり、それぞれ事務的にも検討を始めてるというふうなお話も聞いて

ておりますので、そう遠いところではないうちに、それぞれの検討結果が出るのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 焼却灰を減らすのであれば、もう可燃物のごみ削減が一番効果がありますので、焼却灰を減らすためにプラスチック、廃プラスチックの処理施設が必要だというような回答は、私はこれは間違っているかなと思います。

このプラスチックについてちょっとお聞きしますが、プラスチック循環利用協会というものがあって、そのデータによりますと、一般廃棄物で出された廃プラは446万トン、産業廃棄物は482万トンですね。このうち20%が未利用で、マテリアルリサイクル、いわゆる材料にもう一回戻すものが22%。ケミカルリサイクル、ケミカルリサイクルというのは、御存じでしょうけれども、化学的に処理をして、工場の材料とか、そういう燃焼させるものに主に使うものですね。それが4%。残り54%がサーマルリサイクルです。現在廃プラで利用、廃プラの再利用で一番多いのが、このサーマルリサイクルですけれども、先ほどマテリアルリサイクル22%と申し上げましたけれども、実はこの22%のうちの80%、これは輸出されておりますね。ということは、国内に還流するマテリアルリサイクルは全体の4%というふうに非常に低いものとなっております。その中で、マテリアルリサイクルに適したものは主にペットボトル。要はそのほかの容器包装プラというのは、マテリアルリサイクルにはほぼならないというふうにあります。このマテリアルリサイクルというのは、運搬と分別と洗浄など、さまざまな工程がありますので、人の手を介することも多くて、コストも膨大です。それをやっても異物混入のために、製造の原料のレベルとしてはすごく低いので、一般に流通する商品にはほとんど利用されていない状況があります。結局これはリサイクルの名のもとに、それに対してより多くのエネルギーが費やされていると。それでも、にもかかわらずそれを選択して、全体の量の54%であるサーマルを選択しないという理由を教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話のありましたのは、容器リサイクル協会等の実際の処理状況等々になろうかというふうに思っております。今回の基本構想案の中の回答の中にもありますように、平成21年度、国のほうで調査等をした中で、直接、我々のほうで焼却するよりも、そういった形でリサイクルするほうがCO₂の削減にも寄与するというような検証の結果等も見ております。そのようなことから、2次的、3次的というふうな形にはなろうかと思いますが、4団体といたしましては、この容器包装プラスチック並びにペットボトルにつきましては、容リ協会のほうに排出し処理をしていきたいというふうな内容で考えているところでございます。

○21番（床鍋義博君） 今のCO₂の削減のためという話だったんですけども、マテリアルリサイクルが本当にCO₂の削減につながっているのかどうかというのは、これは私も今データありませんので、また調べて今度お聞きしようと思いますが、感覚として申しわけないんですけども、運搬をするだけでもCO₂出ますよね。運搬をして、なおかつ人の手を介してベルトコンベヤーを動かして手選別を行って、それを機械で圧縮するといったことに関してもエネルギーを使うわけですよね。だから、それに関してもCO₂が出るわけですよ。そうすると、単純に燃やすのであればもちろん、燃やすというのであればCO₂がただ出ただけということだったんですけども、サーマルリサイクルというのは、それを発電に利用してるわけですよね。そう考えると、あなたがサーマルリサイクルがCO₂の排出を促進するものだというふうには言えないのかなというふうに私は今思っていますが、それに関してはデータが今ありませんので答弁は結構です。

次に、コストの問題にちょっと移りたいと思います。

行政が箱物をつくる場合に、必ずって言うていいほど、その後、維持管理費がかかるというのは、これは御存じのとおりだと思いますが、これはもう確実に固定費になってきますよね。現在、東大和市や武蔵村山市のように民間に委託する場合は、これ業務を委託すると、基本にごみの量、従量課金制だというふうに思うんですね。とすると、これは変動費というふうになります。前もこれ話したと思うんですけども、パブリックコメントの中でもかなりコストに関して言われていたのでお聞きしますが、これ施設をつくる場合のコストも全て税金。行政はこういう場合、コスト比較を必ずしなければならないと思いますが、そもそもこのような数値を、これまでお願いをしてきましたが出てきたこともありませぬし、パブリックコメントの中でもコストではないんだという話が出ていますので、これコスト比較はずっとしないんですか、いつ比較検討するんでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） コスト比較でございますが、今後、当然実施していかなければいけないというふうに認識はしております。ただ現在、地域住民の方との協議の中で、一定のここで案をお示しし、御意見等もいただいた中ではあります、やはり具体的な施設の中身の部分が決まってきたという点が多少ございますので、特にVOC対策、そこのところもまだ詰め切れてないというのがございますので、そうしますとランニングコスト等ですね、そういったところがまだなかなか出しにくいという状況にもございます。したがって、今後そういうところの地域住民の方と詰めていく中で、そのコスト比較というのは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） コスト比較に関して、パブリックコメントでもかなり聞かれていますので、これは出してください。でなければ、今設計が固まらない段階でなかなか出せないという話だったんですけども、この施設って、類似施設ってかなりあるわけですね、視察にも行ってるわけですね。同じような規模で、人口規模で処理トン数がどれぐらいかというと、ある程度の規模感とランニングコストというのは出せるというふうに思うんです。それがないと、例えば予算の計上とかする場合でも、これ判断できないですね。これわずかの差、1割ぐらいの差とか、1割がいいかどうかは別ですけども、そういう差であれば公益性を重視するから、これは賛成しようかという話になるのかもしれませんが、これが倍だったり3倍だったりとかという話になれば全く別の話になってしまいますので、そういう数値的なものに関しては必ず出してください。お願いをします。

次の質問に移ります。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 平成19年3月に出されました小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化に関する調査報告書の中の2ページにも、共同事業のメリットとして「資源化に要するコストを低減できる」というふうにちゃんと書いてあります。この衛生組合が出したこの文書で、そういうふうにはコストが削減できるって書いてあるんですから、今さら公益だからコストは関係ないんだみたいな話にはならないというふうに思うので、パ

ブリックコメントにそういうふうに書かれてるところには、これはちゃんと訂正をして、後ほどちゃんとしたコスト比較を出すという形にさせていただけますでしょうか。もちろんパブリックコメントに対して、そのまま返信というのはないのかもしれませんが、こういった形でもいいので、説明会なり協議会なりとかで、そういったことを行っていただけるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） コストの関係でございますが、私どもとしましては施設の内容が具体的に変われば、当然コストという問題は建設費なども含めて、コストという問題については財政的な問題等も絡んできますので、必要だというふうな認識は持っておりますので、その段階になりましたら、またこれからもそういったことに関しましては、他の団体のほうにもお話ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。ぜひ、お願いします。

コスト比較に関しては、先ほどマテリアルリサイクルのところでもお話をしましたけれども、このデータ、例えばCO₂の削減にこれが必要なんだということであれば、それを裏づけるマテリアルリサイクルがコスト的に非常に優位だと、エネルギーもそんなに使わないんだと、私は現状ではそう思いませんけれども、現段階では私、マテリアルリサイクルに関しては非常にエネルギー、コストを使うので反対をします。もちろん今後、画期的な方法ができれば別ですけれども、そういったことも含めデータの提供等、判断できるように、冷静にそういうことで数字で判断できるものに関しては数字で判断したいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、この施設の建設用地として、なぜ桜が丘2丁目の地が選ばれたということなのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 施設の建設予定地につきましては、やはり廃棄物処理施設を新たな場所に求めるというのが、現状大変全国的に厳しいというところがございます。したがって、新たに用地取得をする必要性がないというところと、現在東大和市でリサイクルの事業を行っている、そういったことから勘案した中で用地選定のほうをさせていただいております。

また先ほどの議員からの御質問の中で、マテリアルリサイクルの関係でございますが、私どもは4団体が容器包装プラスチックにつきまして、なぜリサイクルのほうをとるかという点につきましては、あくまで4団体の考えでは、唯一、拡大生産者責任の考えを取り入れたのが容器包装リサイクル法であるということがございます。したがって、拡大生産者責任が完全に法の中で履行されているのかどうかという異論が他の方面からも議論はございますが、ただそういった視点も踏まえた中での考えの結果でございますので、ですからサーマルではなく資源化をするというほうを選択しているということでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 拡大生産者責任に関しては私も同じ意見で、生産する側、もちろん流通側も含めてですけれども、こちらのほうが容器包装に関しては削減義務があるというふうに私も考えています。そのためには逆に考えると、今現在、行政が収集するのではなくて、ペットボトルなんかはもう民間がかなりルートを持っていますので、スーパーなどに返還するという方法をより一層推進したほうが、効果があるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私ども東大和市の現在の一般廃棄物処理基本計画、平成25年度から5年間の計画を持ってるわけですが、その中では今回新たに容器包装廃棄物が多い。その容器包装廃棄物について、私ども自治体が全経費をもって処理するというところの多少の疑問があることから、容器包装廃棄物については行

政関与の低減を図りましょうということで、一つの目標を掲げさせていただいております。そういったことから、今回具体的に8月から排出方法、収集方法を変える中で、毎週1度集めていた、具体的には缶・瓶・ペットボトル、こういったものについても月2回という形で回数のほうを減らしたという経過もございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 拡大生産者責任についての考えは同じなので、より一層やっぱり民間のほうに持っていくように市は指導したほうがいいと思うんですね。もちろん3市でやってるわけですから、東大和市だけではなくてほかの市もそのようにお願いしたらって思ってるんですけども、ちょっと質問の内容、今ずれてしまったので、選定地の問題、桜が丘2丁目の土地についてなんですけれども、一番最初にこの文言が出てきたのが平成16年の先ほど示した文書なんですけれども、その前後の会議録などを見ると、東大和市が所有しているとか、現在リサイクルを行っているとかという話って全く出てこないんですよ。それどころか平成17年の3月29日のごみゼロプラン見直し調整部会平成16年度検討結果報告の2ページには、「東大和市リサイクルセンター北側の民間工場敷地の動向を視野に入れつつ、3市共同資源化施設の規模によっては、当該民間工場敷地の購入等も検討する」って書いてあるんです。したがって、用地に関しては最初に条件があって、それを選定したというわけではなくて、今おっしゃったことというのは理由は全部後づけなんじゃないかなというふうに思うわけなんです。そうすると、これは先ほど2番目に掲げた問題の決定過程に重大な瑕疵があるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 当時の話といたしまして、隣接する民間企業の動向を見るというのは確かにございました。ただ隣接する民間企業の動向を見るというのが、私どもとして言える点は、あくまでも現在ベースとなる選定場所があるという、そこがあるから隣接も視野に入れるという形で当時考えられたものでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私が言ってるのは、A、B、C、Dという候補地があって決まったのではなくて、最初からその土地につくるということが前提で話が進んでるんじゃないかなということ言ってるわけなんです。もちろん今、松本課長がおっしゃったように、現在の状況は確かに暫定リサイクル施設で処理を行っているということなので、現在での理由は合ってるんですけども、そもそもの理由が合っていないというふうには思います。

次に、計画決定時と現在の大きな環境の変化についてなんですけれども、平成15年4月に桜が丘2丁目の地区計画ができました。平成16年のごみゼロプランの策定のとくと大体同じくらいですね。そのころにイトーヨーカドーの後ろにありますグランドメゾン等が分譲されましたが、もちろん時を戻すことができないので、もしそのときに現在の暫定リサイクルセンターのところに、ここは将来、高さ24メートルの8階建て相当の廃プラ処理施設計画がありますというふうに、もし大きい看板でも出てあれば、恐らく多くの方は住宅の購入を断念したのではないかなというふうに思うわけなんです。しかし、現実はその暫定リサイクル施設の看板すらなかったということで、平成20年に新聞に載るまでは、もう既にあのあたりはグランドメゾンが4棟建て、SAXAの社の住宅も建て、多くの住民がもう引っ越した後だったわけですね。人口密度が非常に高い住宅地となったわけです。そこに突然、住民からすれば突然なんですね。計画が持ち上がって、知ることになってって言われたら、当然反対するのは当たり前だと思うんですね。この段階になったときに、見直しをこれは図るべきではなかったんじゃないんですかね。そういった議論はなされなかったんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 地域住民の方のお気持ちという点では、やはり近くに新たな施設ができるというところの思いというのは、当然私どももそこはわかります。ただ、いずれにしましても既にあの場所で缶・瓶・ペットボトル等の処理は、平成6年のころから実施していた場所でございます。確かに当時きちんとより周知ができていればという点はあったという点は認識はしますが、ただ4団体でこの事業を仮に進めなかったとしても、私ども東大和市の缶・瓶・ペットボトル等をあのままあの状態で処理を継続していくということは、やはり不可能な状況がいずれ来るのは見えております。ですから、したがって現状あの場所で作業しているということも踏まえると、一定程度のやはりそこの御理解はいただかなければ、私どもも安定処理ができないということになります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） あのまま、もし3市が、3市の共同資源物処理施設が建たなくても、東大和市の施設は建ったという話に聞こえるんですけども、あの場合、今、平家建ての建物ですね、プレハブのような建物と地上24メートルの建物とは全く違うものなんで、だからしょうがないんだという話には全くならないというふうに思います。

先ほど、もしあその場所がそのまま3市の共同施設が建たなかったとしても、東大和市でという話でしたが、過去の会議録などを見ると、財政の問題で単独では諦めたという話も出てきてるので、そのままいくと今のままで、そのまま民間に出てたんじゃないですか、あそこに必ず建つという選択にはならなかったのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私の答弁内容が、仮定の話をしてしまったということになりますが、ただそこは議員がおっしゃるように、他の手法があればそういう違った道もとることはできると思います。ただ、やはり現在の状況と当時の状況というのの住環境のあり方とか地域のあり方が変わっておりますので、やはり極力、私どもも公設で現在の施設をやっていくに当たっては、やはりプレハブの老朽化した状態で、かなりオープンスペースが多い中で作業するよりは、やはり通常考えれば、やはり現在マンション等が建っているという点もございますから、通常はやはり一定程度の施設をつくるという考えになれば、やはり2階建て、3階建て、ただ当然階数の高さよりも、当然一つの軒の高さが上がってしまいますので、やはり一定規模の建物というのは、つくるとなれば現実問題としては同じ結果になるのではないかという点で答弁をさせていただきました。

以上です。

○21番（床鍋義博君） お互いに、ここで仮定の話をしてもしょうがないんで、次の質問に移りますが、4番目の論点の計画の進め方が強引過ぎるのではないかなということに関して質問をします。

昨年の1月に3市の市長が合意書を結びました。調印しましたね。署名、押印したものだと思います。その中に、「地域住民の合意を得て計画を進める」というふうにありました。これ確認ですけれども、今現在この地域住民の合意を得てるというふうに思っておりますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域住民の懇談会等を重ねながら努力をしているところではございますが、現段階ではまだそこまでは達していないというふうな認識は持っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私も同じ認識であります。全然地域住民の方は合意をしておりません。

この合意書は、もちろん3市の市長みずからが署名、押印したものですから、これは当然守っていただかな

いとなりません。これがもしできないというふうになると、これまで行ったこととか説明とか、真摯に住民に説明するとかっていったことが全て飛んでしまいますので、このことに関してはきっちり守っていただくようお願いをします。仮にこれをもし無視をして、ごり押しをするようなことがありますと信義則に反すると思うんですよ。市長はもちろん選挙で選ばれましたし、住民からそういう行政権を委託されたというふうに思っています。ただ、全てのことに関して白紙委任状を渡したというわけではないと思うんですね。そのために我々市議会議員も、また選挙で選ばれてると。チェック・アンド・バランスをとるために、そういう装置をつけたんだというふうに思っています。権力が行き過ぎないように牽制をするため、そして市民にはリコールや監査請求、直接請求などの権利が保障されています。これも互いに監視し、バランスをとるためだというふうに思っています。

この民主主義というのは、なかなか手続がすごく厳格なところもあって、面倒な手続も多くて時間もかかります。時には、それが最適な答えを出さないといったこともあると思います。しかしながら、歴史上の我々の経験の中から、独裁よりはいいんじゃないかということで、私たちは現在民主主義を選択したわけなんです。ですから、我々全てがその制度からはみ出して意思決定をしてはいけません。もう一度、白紙に戻って住民の声を真摯に聞いて市政を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 月1回程度になりますが、施設整備地域連絡協議会、こちらにおきまして協議を重ねてきております。また8月には、この協議会の会長、副会長も正式に選任されております。今後につきましても、会長、副会長とともにいろいろ御相談をさせていただきながら、4団体とともに真摯に向き合っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 部長から御答弁がありましたけども、私、民主主義の根幹にかかる話をしたので、ここは市長に御答弁いただきたいと思うんですが。

○市長（尾崎保夫君） おっしゃるとおり私自身も、民主主義というか、選挙という形で当選させていただいたということは重く受けとめているところでございます。そして私が、その東大和市の全体のことをしっかりとやっていくということが基本かなというふうに思っております。そういった中で、今回の3市の資源化施設についてどう進めていくのが一番、東大和市の廃棄物行政を安定的にこれからも進めていけるかということが一番の基本に置いてやっていきたいというふうに思ってますし、それは今後も変わらずに進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。「地域住民の合意を得て計画を進める」という文言を忘れずに行っていただきたい、市政を行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

都市マスタープランについてですけれども、昨日も都市マスタープランについての質問がありましたので、重複するところは避けるとして、これはやっぱり東大和市のまちづくりの大きな指針となるものだと思います。そういう意味では、平成12年からの変更ですから結構時間がたつてますので、今後の住民の生活に、環境に大きな影響を与えるというふうに思いますが、現在見直しに伴って地域別に住民との懇談会が開催されております。先ほど61名の参加ということだったんですけれども、その内訳ですね、教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域別懇談会でございますけれど、7月の末から8月の頭にかけて市内の8地

域に分けて実施しております。市民の参加人数、内訳でございますけれど、狭山・清水地区が6人、仲原・向原地区が3人、奈良橋・湖畔・高木地区が7人、芋窪・蔵敷地区が6人、上北台・立野地区が2人、桜が丘地区が22人、中央・南街地区が8人、清原・新堀地区が7人、合計で61人でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 昨日の御答弁の中でも、市民の関心度が3.3%という中で、今の数値を聞きますと関心の高いところがあります。私が参加した桜が丘での会場、22名ということですね。この中に1名、私も入っているんですけども、この参加者の多いところというのは、この関心が高いのはもちろん、現在大きな問題を抱えているところではないかなというふうに思っております。町並みが余り大きく変わってないところというのは、基本的に余り関心ないのかなと、余り変化がないんで。そうすると、今後の基本のマスタープランに関しても、余り変更箇所少ないのかなというふうに思うんですけども、それに比べて桜が丘は広い空き地がありますね。空き地、昨日もお話に出ましたけれども、あと規制の弱いところ、工業地域などがある規制の弱いところというのは、マスタープランのいかんによっては、まちが大きく変わってくる可能性が非常に高いというふうに思っております。その1つが、桜が丘地域だと。この桜が丘の懇談会では、どのような内容が議論されたのでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 桜が丘の懇談会における市民の御意見でございますが、ちょっと代表的なものだけ挙げさせていただきますと、避難場所が地区の人口の割には少ないんじゃないかという御意見、それから未利用地、こちらの適切な誘導を図ってもらいたいというそういった御意見もございました。それと、多かったのが現状に合った用途地域の変更を行ってもらいたいということがありました。主な意見としては、こういった内容です。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 私も来てたので大体わかっているんですけども、現況に合ったということに関しては、詳しく申しますと、実質住宅地になっているにもかかわらず工業地域が残されていると、用途地域で。そうすると何でも建ってしまうんじゃないのという懸念が、住民の方が一番懸念されてるところであります。

直近の大きい出来事といいますと、まあパチンコ店の出店が一番大きいのかなと思っておりますが、これに関して反対の集会とかあってあったんで私も参加をしました。業者とも交渉をしましたけれども、基本的に合法だ、合法に進めてるから問題ないという、要は規制が何にもかかってないんで、住民としてはそれを言われてしまうと何の手だてもないわけですよ。区画上はもちろん工業地域になってるにもかかわらず、やはりあの地帯を見ますと、東大和市の中でも有数の人口密集地帯なわけですよ。そういったことを今まで規制を行ってなかったせいで、あのような大規模なパチンコ店が建つようになってしまったわけなんです。そうすると住民としては、ちょっとの条件闘争しかできなくなっていくんですよ。例えば窓をこっち側にしてくれるとか、入り口はあっちにしてほしいとか。実際そういう交渉もありました。住宅側にネオンの看板を立てないでほしいということだったので、実際そのとき業者はね、かなり前向きに検討するって言って持ち帰ったんですよ。じゃ住民側のほうには看板つかないんだなと思ったら、できてみたら完全にできてんですよ。でもあれ合法的なんです。そういうことが、住民としてはなすすべがないんですよ、法的根拠がないと。そうすると、結局、税金も地元に入るわけでもなくて、車はもう駐車600台以上なんで、頻繁に通るから市道は傷むし、結局、何のいいことも、パチンコ屋の中って結構食堂もちゃんとあって、外へ出なくて済むようになってるんですよ、中に入ると。だから、ほとんど外から人が来て、お金はパチンコ屋に落としていくけど、東大和には何も落と

さないというような施設が、あんな大きい敷地に建ってしまうわけですよ。それって東大和の都市として、つくり方として、これはこのままでいいんでしょうか、どういうふうに思いますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 用途地域が工業地域であるために、その土地利用がいろんな形、先ほどの床鍋議員のお言葉をおかりすれば、緩い形でいろんなものができてしまう、規制が弱いということでございますが、今御指摘がございましたパチンコ店が出店したときにつきましては、大規模で、なおかつ工場を営んでいた所有者が、自分が手放すということではなく、経済活動の一環として貸し出し、借地により、このような形、土地利用の転換が図れたというようなところがございます。そういったところについて、市がどこまでのことを言えるかといったようなところにつきましてはなかなか、先ほどからも御指摘されておりますけれども、合法的である以上、なかなか言うことが難しい状況でございます。ただし、その地区の特性と、また先ほどから環境変化があるというお話でございますけれども、大分住宅が多いということになっていけば、そこにふさわしいまちづくりをどう考えるかといったようなことにつきましては、権利者も含めて地区のふさわしい形といったものをルール化していくといったような方向があると思います。そういったことで、私たちは都市計画でできることといたしまして、都市マスタープランでの位置づけ等から、そういった方針を定め、それを具体化していくような方向でまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 本当ね、合法的って言うてしまうと、もう何もできない状態ですので、市がやっぱりそういったところは積極的に関与していかないと、業者、結構引っ込まないんですよ。反対の立場をとりながらも、落としどころはないかという形で集会に何度か参加したんですけども、私、基本的に全部参加しましたが、市の職員の方は一度も見えられてないんですね。もし見えられたら、ちょっと後ろのほうに座ったのかもしれないですけど、わからなかったんですけども、やはりそういうところも含めて市が積極的にこの環境について、この地域についてちゃんと目を光らせるなど、そういうやりとりのことで、先ほど看板の話もありましたけど、そういった住民と約束したようなことに関しては、きっちり守ってもらわないと困るというような姿勢を示すと、それは幾ら法律が合法的だからといっても、業者としては行政が関与してくるとなかなか横暴なことできないと思うんですよ。そういったことも含めて、やはり都市マスタープランというものを、今見直しを図る上で、この桜が丘に関していろんな点で矛盾点が今出てきているので、ぜひ都市計画においてはリーダーシップをとって、このまちの将来ビジョンはこうするんだということを、示して行ってほしいなというふうに思っております。

ちょっとパチンコ店の話になるんですけども、やっぱりあの後、定点観測しますと、たばこのにおいてやっぱり外、結構するんですよ。私、たばこ吸わないんですけどわかるんで。住民の方も、やっぱり夜になると、上のほうに立ち上ってくるということとか、あと車のクラクションですね、そういった苦情が多くあります。やっぱり実質上の住宅地で、市街地からどんどんどん車が入ってくれば、こういうことは予想されたわけなんです。一民間業者によって、この住環境が悪化されるということって、非常によろしくないというふうに思うんです。もちろん私権を制限するということはなかなか厳しいというふうに私も思います。しかしながら、できるだけまちづくりに協力してもらおうような体制をつくるような形を今後とっていただければと思います。いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） このパチンコ店の建設に当たりましては、市のまちづくり条例にも該当しておりました。そのようなことから市のほうでは、ちょっと先ほど説明会等に参加してないということでござい

すけれども、説明会を開いたその状況といったものの報告を求めており、それに対する市の考え方、担当の考え方を伝え、協議には努めておりました。ただし、その内容を全てできるものでございませぬので、あくまで協議の範囲の中だったということでございます。また今後につきまして、こういった大規模なものが土地利用転換された場合、当然周辺への環境に影響を与えるということで、それを少しでも少なくするための努力といったようなことで協議を進めてきておりますけれども、それが調う場合もございませぬし、その開発事業の内容によりましては、なかなかそこまでの達成点までいかないといったようなものもございませぬ。しかし、周辺環境に余り大きな影響が出ないように、今後も努めていきたいというふうに考えているところでございませぬ。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

桜が丘地域の一部には、やはり用途地域でいうところの工業地域が多くまだ残されております。ここの取り扱いがやっぱり一番大きい問題だと思うので、まあ懇談会のときでもその話がかなり出てました。そのときに市の答弁で、用途地域を変更すると、マンションなどがあると将来、同じ規模で再建築ができなくなるからなかなか難しいんだみたいな話があったんですね。これ質問の趣旨をちょっと捉え違えているのかなと思うんですけれども、住民の方が心配してるのは、もう既に住宅地として建ってるところを問題にしているのではないんですね。大きな空き地が住宅地以外のものにある、今現在。そういったところの規制は何とかしてほしいという意味なので、そこを取り違えないでほしいなというのがお願いです。もちろん私有地や国有地ありますし、昨日、押本議員が国有地に関して、東大和市として明確な目的を持っていくことが大切だということもお話しされてます。私も全くもって同感ですので、これだけ大きい土地があるこの桜が丘地域、ある意味、玉川上水の駅と東大和市の駅という2つの大きな駅に挟まれた地域で、地域の顔となるべきところなんですね。そういったところを東大和市としてどうしていくのか、どういうビジョンを持ってるのかということがわかるような形で、都市マスタープランを作成してほしいなというふうに思っております。

つけ加えますけれども、現在市が建設を進めようとしております廃プラ処理施設のところは、都市マスタープラン、12年度の中では「良好な住宅地として維持する」というふうに書いてありますので、都市マスタープランに従えば、これは趣旨に反するものですので、ぜひ——もちろん平成12年当時、計画のなかったところで、そういったことになったのかもしれませんが、この場所に今そぐわないものになっておりますので、そのことも含め、今後、都市マスタープランの作成については現状に見合ったもの、住宅地としての見合ったものにしてほしいなということを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、児童・生徒、学生の居場所についてですが、6月の定例会では図書館の学習スペースの確保をお願いをしました。学校の夏休み中に、私は市内の図書館とか市外の図書館といろいろ視察しまして、改めてやはり市内の図書館の学習スペースが余りにも少ないなというふうに痛感しております。先ほど教育長が御答弁ありました中央図書館の児童コーナーの椅子なんですけれども、あれ非常に小さくて、もちろん児童用なんで低いんですよ。そこに中学生が、背中丸めながら勉強してるんですよ。それ見ると、ちょっと悲しくなっちゃいます。その後にレファレンス室に行って、がらがらなレファレンス室を見たわけですね。そこで、お聞きしますけれども、今後子供の学習スペースを市はどのようにお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 私どもの所管しております中央図書館の中で、学習スペースをいかに確保していくかというのは、今回、教育長のほうからも答弁いただきましたが、研究段階でございます。児童開架室の状況ももちろんわかっておりますし、2階のレファレンス室を有効活用できないかということでは、今検討に

入ってます。そういう中では、私も近隣市の学習スペースを見に行ったりしている状況もあります。場所的には、会議室なのかレファレンス室なのか、まだ決定はみていませんけども、他市状況は大体把握はできておりますけども、どういう形で——そのルールが一番大切なんだというふうに思っております。このルールについて、どういう形で私ども図書館でやっていけるのか、そういうところを今検討してるところでございます。今後につきましても、一番いい形で検討が進むように議論していきたいと思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ぜひ、レファレンス室を開放してください。そのときに持ち込みの規定ですね、参考書とか持って入れないわけですから、そういったこともなくすようにすれば、がらがらのレファレンス室がかなりいっぱいになるというふうに思います。早急に検討していただけるようお願いをします。

もちろんレファレンス室だけではなくて、机と椅子を置くだけで学習スペースになるようなところが結構あります。昨日の中野議員の質問でも、貧困家庭の学習問題が上がってございましたけれども、そういった夏、冷房がきいてる場所とか、冬、暖房がきいてるところで勉強できることをつくるだけで、貧困の連鎖を断ち切ることができるのではないかなというふうに思っております。ぜひ可能性を考えて、迅速に対応していただきたいというふうに思います。

次に、学習だけではなくて、子供たちの居場所についてお聞きしますが、現在市が考えている、また提供できそうなスペースとしてはどのようなものがあるでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 先ほど市長答弁のほうでも、居場所というところで今も児童館、それから放課後子ども教室、さらには市民センター、それとか地区会館のロビー等には、居場所というかフリーコーナーがございますので、そちらのほうは今後も活用していただけたらというふうに思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 例えば空き店舗を活用した、そういう子供たちが集まれる場所とかというのはありますでしょうか。

○市民部長(関田守男君) 空き店舗の活用ということでございますけども、私どもの部署といたしまして、商店街の活性化というようなことでございますけれども、その中で平成18年に、この空き店舗を活用いたしまして交流施設の整備事業を実施してございます。これは向原新興商店会の中の空き店舗を活用いたしまして休憩所をつくっております。内容といたしましては、買い物に訪れた方や、あるいは地域の高齢者ですとか児童・生徒等の居場所といたしますか、憩いの場所となっております。またギャラリーとしても一部活用されてるというふうに聞いておまして、児童・生徒を限定したものではありませんけども、子供から高齢者までの世代の、そういった長い世代の交流の場として活用されているものでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 商店街の空き店舗が問題となってる中で、そういったスペースができるのは、非常に地元のためにもいいかなと思いますので、ぜひそういった政策を進めながら、子供たちの居場所というものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

一昨年ですけれども、旭川に視察に行った際に、「まちなか交流館」というものがありました。副市長も一緒に視察したので御存じだというふうに思いますが、1階は地元の物産品を中心に販売コーナーがあるんですけども、2階にはフリースペースがあって、中高生が放課後自由に集まって、学校を超えた仲間でサークルをつくったり、バンドをつくったりして自由に活動してました。管理者に聞くと、基本的に子供たちは場所を与

えれば使い方というのは子供たちが自由にやるんだよということをお聞きしました。駅前の商業ビルの一角にもそのようなスペースがありまして、その場所にも自習コーナーがあって、本棚には使わなくなった参考書、要は卒業した受験生とかが参考書を置いていくんですね。それを利用して自習してる学生もおりまして、現在、今公民館というのは印象としてどうしても高齢の方の利用が多いように思われるんですね。異なる世代間のコミュニケーションの促進のためにも、少し視点を変えて子供たちが来やすいような企画を今後していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま公民館ということでのお話がありましたけども、夏休みの期間中については、自習コーナーというのをつくりまして対応してるところでございます。そういうところで宿題やってくる光景もございます。なかなかそれ以外の期間というのは、部屋を利用させていただいているところもありますので、なかなか現状難しいかなというふうには現段階では思っているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ若い子供たちが公民館に来られるような雰囲気づくりというのも、お願いをしたいなというふうには思います。そうすることで異世代のコミュニケーションが進んで、災害とかあったときに顔見知りの人を助けるとか、そういった中学生に関してはもうかなり体も大きいですし、そういったことができるような形にもなってきますので、ぜひそういった施策をお願いしたいなというふうに思っております。

申しわけございません。5番目、図書館の運営についてお聞きをしたいと思ったんですが、時間がありませんので次回以降にさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、7番、和地仁美議員を指名いたします。

[7番 和地仁美君 登壇]

○7番（和地仁美君） 議席番号7番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、個人情報の取り扱いについてです。

平成17年に全面施行された個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の取り扱い方法を定めた法律ですが、国及び地方公共団体の責務について述べられた第1章から3章は、その2年前に施行となっています。それを受けて、各地方公共団体が個人情報保護条例を制定するという動きになったことに伴い、東大和市でも平成18年4月1日より個人情報保護条例を施行しています。

市はさまざまな場面、業務で市民の個人情報を入手しておりますが、東大和市では個人情報保護条例の第12条第1項の中で、実施機関は原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならないとしています。しかし、その一方で、行政機関の所有する個人情報については、個人の権利、利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図ること。またほかの行政の遂行のために有効利用を図ることも必要との観点や、本人の利益や社会公共の利益のために保有個人情報の利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もあることから、個人情報保護条例の第12条第2項においては、このような場合には、個人の権利、利益の保護の必要性和個人情報を利用することの有用性を比較

衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供を行うことができるとされています。

当市においては、条例に基づいてこのような利用目的以外の個人情報の利用について適正に扱われていると思いますが、昨今の個人情報にかかわる事件やニュースなどからも、その取り扱いについてはさらなる適正化が求められていると考えられます。

そこで①として、現状について。

ア、どのようなことに使用しているのか。

イ、使用方法が適正かどうかの確認について。

②として、個人情報保護審議会について。

ア、開催頻度について。

イ、審議会の位置づけと市の責任についてお尋ねしたいと思います。

2つ目は、保育園の入園申し込みについてです。

ここで申し上げるまでもなく、子育て中の市民にとって保育園に入園できるかどうかは、就労ばかりではなく生活にも大きな影響があることから、保育園への入園を望まれている方にとっては、その申し込み手続は非常に重要なこととなっています。特に初めて申し込みを申請される方については、わからないことも多く、大変なことになるものです。そこで、市の保育園入園申し込みに対する対応についてお尋ねしたいと思います。

①現状について。

②現在考えている課題について。

③それら課題について、今後どのように対応していくのかについてお聞かせいただきたいと思います。

質問の3点目は、市のホームページについてです。

ホームページがリニューアルしてから見やすさは格段に向上しました。私も日常的にホームページを閲覧しておりますが、その情報内容はまだ充実できる部分が多く残されているのではないかと感じております。東大和市では、開かれた市政の実現のためにさまざまな取り組みを行っていることは承知しているところですが、一番タイムリーに情報を公開できるホームページという媒体はまだ活用できると考えます。

そこで、①掲載する情報の選別方法について、また掲載時期について教えてください。

②として、市民目線の情報提供についての取り組みについて。

③今後についてお尋ねしたいと思います。

以上、この場におきましての質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席に着いて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

[7 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、個人情報の現状の使用状況についてであります。市ではさまざまな個人情報を取り扱っておりますが、収集目的に沿って利用しております。代表的な例では、住民基本台帳事務や税務、福祉、学校教育等の事務であります。なお、個人情報を取り扱う事務につきましては、東大和市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会への報告を行っております。

次に、使用方法の適正の確認についてであります。東大和市個人情報保護条例では、個人情報の収集、管理、利用、提供等について、個人情報保護審議会への諮問または報告を行うこととなっております。そこで、個人情報を取り扱う事務の開始や廃止等の有無について定期的に調査を行い、個人情報保護審議会に付議する

ことで取り扱いの確認を行っております。

次に、個人情報保護審議会の開催頻度についてであります。個人情報保護審議会の開催回数については、条例上の定めはありませんが、東大和市個人情報保護条例が施行された平成18年度以降、毎年、年4回開催しております。

次に、個人情報保護審議会の位置づけと市の責任についてであります。個人情報保護審議会は東大和市個人情報保護条例第43条の規定により、個人情報保護制度の適正な運営を図るために設置される市長の附属機関であります。審議会の権限は、個人情報保護条例に定められた事項について、諮問に応じて答申することや、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について意見を述べることであります。審議会は、市長の附属機関であることから、個人情報保護に関する最終的な責任は市にあります。

次に、保育園の入園申し込みについてであります。最初に入園申し込みの現状につきましては、毎月1日から15日ごろまでを申し込み期間として設定し、保育課の窓口に入園申込書と勤務証明書等の必要書類を提出していただき、受け付けをしております。なお、一番入園申し込みが多い4月入園につきましては、例外として1次申し込み、2次申し込みの2回、受け付け期間を設定し入園受け付けを行っております。平成26年度の例では、平成26年1月6日から1月17日までの期間を1次申し込み、その後、2月10日から2月21日までを2次申し込み受け付け期間として4月入園の受け付け事務を行っております。

次に、課題についてであります。現在窓口に入園案内書を用意し御案内しているところですが、手続の流れを時系列的に図示するなど、よりわかりやすい御案内にしていくことが今後の課題であると考えております。

次に、今後の対応についてであります。現在、平成27年度に向けて保護者にわかりやすい案内書になるよう保護者等の皆様からの御意見、御指摘を参考に改訂を検討しているところであります。

次に、市のホームページに掲載する情報の選別方法、掲載時期についてであります。市民の皆様にお伝えすべき公共性のあります情報を適時、また的確に提供できますよう公式ホームページの運用に努めているところであります。

また市民目線の情報提供への取り組みについてであります。平成24年度の公式ホームページのリニューアルの実施に当たっては、アクセス動向解析に基づき、見やすさ、使いやすさに重点を置いたレイアウトを取り入れ、重要なお知らせへの情報のピックアップやフェイスブックでの画像によるイベントの紹介など、市民の皆様役に役立つだけのホームページづくりに取り組んでいるところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。リニューアル後の公式ホームページの利便性の検証をするとともに、新たな情報伝達の手段としてのソーシャルネットワークシステムや他の自治体における取り組みも注視しながら、市民の皆様がより利用しやすい公式ホームページを考えてまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（和地仁美君） 午前中頂戴いたしました御答弁をもとに、随時、順に再質問させていただきたいと思
います。

まず個人情報の取り扱いについてですけれども、当市においては利用目的以外の利用・提供はどのようなこ
とに使用しているのか、最近の具体的な例を挙げて教えてください。

○文書課長（下村和郎君） 目的外利用・提供の具体例についてでございますが、住民基本台帳事務を例に御説
明をいたします。

市民の方が東大和市に転入をされた場合、市は住民基本台帳事務として住所や氏名等の個人情報を収集、管
理いたします。これは住民基本台帳法に基づく本来の目的に沿った個人情報の利用ということになります。

利用目的以外の利用・提供の最近の例といたしましては、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関
する事務につきまして、住民基本台帳の個人情報を利用しております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今、最近の例という形で臨時給付金などの事務に使われているというお話あったんです
けれども、そのような利用目的以外の利用や提供などについては、それを行う場合にどのような手続の流れと
いうか、それを使うよという形になっていくまでの流れについて御説明いただきたいと思います。

○文書課長（下村和郎君） 目的外利用・提供についての手続、流れでございますが、東大和市個人情報保護条
例の第12条におきまして、先ほど御質問者からもありましたように、保有する個人情報の目的外利用・提供を
原則として禁止をしておりますが、5つの場合に限定して認めるとともに、あらかじめ市長に届け出ることと
されております。また内容に応じまして、個人情報保護審議会への付議が必要となっておりま

具体的に申し上げますと、1つ目として本人の同意があるとき。2つ目として、法令等に定めがあるとき。
3つ目といたしまして、出版、報道等により公にされているときにつきましては、個人情報保護審議会への付
議は不要であります。

続きまして、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急、やむを得ないと認められるときにつ
きましては、個人情報保護審議会への事後報告が必要でございます。

今まで申し上げました4つの場合のほかに、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、特に必要
があると認めるときにつきましては、事前に個人情報保護審議会への諮問を行った上で利用を行うということ
になります。市長への届け出や、個人情報保護審議会への付議につきましては、各担当部署からの届け出等を
個人情報保護制度の所管部署であります総務部文書課が取りまとめて行っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 手続についての流れを今お話しいただいているんですけれども、その審議会にかけると
いうことなんですけれども、先ほど年4回、審議会開催されているという御答弁いただいているんですけれど
も、その時期については、回数は条例でも決まってないけれども、施行後は毎年4回ずつという御答弁あった
んですが、開催時期というのは決まっているのでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 開催時期についてでございますが、年4回ということで、現在は春、夏、秋、冬と
いうタイミングで、おおむね3カ月に1回の割合で開催しております。具体的に申し上げますと、年度の第1
回を4月、5月の間に、第2回を7、8月の間に、第3回を10月、11月の間に、第4回を1月、2月の間に
ということで開催しておりますが、特に時期についての定めはございません。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) そうしますと、まあ年に大体4回、3カ月置きぐらい、各季節ごとに行われるということだったんですけれども、最終的には市のほうに責任があるという形で壇上では御答弁いただいているんですけれども、その審議会に諮ってからでないとなんか新たに利用目的以外の利用や提供などをやってはいけないというその手続、条例の中で定められているものについては、その開催される前に、その担当部署が審議会にかけてもらうような手続をしてやらなければいけないという状況だと思うんですけれども、例えば各担当部署がその審議会にかけなきゃいけないよってという内容について申請を上げてこなければ、その利用目的以外の利用や提供を、個人情報をしてるという状況について、統括しているのは文書課だと思うんですけれども、その文書課では各担当部署が上げてこなければ把握できないという状況になっているんでしょうか。

○文書課長(下村和郎君) 文書課におきましては、各事務事業の実施におけます個人情報の取り扱いについて随時相談を受けております。それとともに個人情報保護審議会を開催するタイミングに合わせまして、年4回、庁内に対して個人情報保護審議会に付議すべき案件の有無について調査を行うという対応をとっております。以上でございます。

○7番(和地仁美君) 随時相談を受けて、年4回のいついつ審議会が開かれますから付議すべきものを上げてくださいねというアナウンスをしているというお話なんですけれども、万が一ですね、担当部署がその規定の手続、付議を審議会に出さなければいけない案件などについて、所定の手続を踏まずに個人情報を利用・提供してしまったということが起こってしまった場合、それを発見するチェック機能というのは、今庁内にはあるんでしょうか。

○文書課長(下村和郎君) 例えば目的外利用の場合についてですと、提供する側と提供を受ける側と2つの部署がかかわっておりますので、チェック機能が働きやすいというふうに考えております。基本的には、各部署が条例に従って制度を運用するという前提でございます。そのために毎年、個人情報保護に関する研修会等、各担当部署にさまざまな周知を行っているという状況でございます。以上でございます。

○7番(和地仁美君) 今の御答弁ですと、一番最初に最近の具体例という形で住民基本台帳のものを給付金をやるという形で、庁内の部署をまたがって本来の目的以外の形で個人情報を使うときには、今の御答弁ですと庁内同士なので、渡す側が気づかなくても、それを渡された側が気づくから、そのときに発見できるよという御答弁だったと思うんですけれども、例えば業務を委託する、それを外に、外の事業者をうちの市もいろいろ使ってると思うんですけれども、それが庁内同士だったら気づくかもしれませんけれども、その外に出ていった場合、それを受け取った事業者が、ああこれ個人情報審議会にかけたんですかというふうな気づきというのはないと思うんですけれども、その外に出ていってる場合についてのチェック機能はあるんですか。

○総務部長(北田和雄君) 外に個人情報を出す場合という、一般的には委託になりますね。これは条例の規定だと第10条になりますので、個人情報にかかわる事務を委託する場合は、必ず審議会にかけなきゃならないという規定になっております。その場合のチェック機能ですけども、まあ主管課が知らずに出してしまえば、それをチェックする手続というのはなかなか今、制度的にはございません。ただ委託ですから、必ず予算に計上されていますので、そこで予算編成の段階で一応説明はしております。ですから、事前に周知をするということで、出てしまった後の事後チェックというのはなかなか制度的に、機能を持たせるのはなかなか難しいというのが今の状況です。

以上です。

○7番（和地仁美君） 予算のときに、まあ予算がなければその事務事業もないわけですから、予算のときにおおむね、予算の要望を出してる部署としては、こんなような形でやりたいということがイメージとしてある中でのことだと思うので、まあそのときのアナウンスというのは適当な時期ではないかなというふうに思うんですが、では春、夏、秋、冬と4回審議会が開かれている中で、直近ですと多分夏っていう時期になると思うんですが、その直近の諮問会議の開催日時と、その諮問された案件について教えていただきたいと思います。

○文書課長（下村和郎君） 直近の審議会でございますが、平成26年度第2回といたしまして8月5日、火曜日の午後2時から開催をしております。諮問案件については5件ございました。1つが子ども・子育て支援新制度に伴う支給認定を行うための個人情報の目的外利用について、2点目が国民健康保険の資格喪失の勧奨通知を発送するための個人情報の目的外利用について、3点目がボウリング大会開催に係る事務の委託について、4点目がアメリカン・サマーキャンプを行うための事務の委託について、5点目が委託内容の変更について、以上を諮問のほか、3件の報告を行ってございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） 5つ諮問案件あったという形で、1番と2番——1番と2番という言い方はおかしいですね。子育て支援関係と国民年金の関係は、多分庁内の中での目的外利用になると思うんですが、先ほど今の御答弁ですと、諮問会議が開催されたのは8月5日ということだったんですが、その諮問案件の中のボウリング大会の開催というのは8月3日だというふうに案内もいただいていますし、実際8月3日にボウリング大会は開催されてると思うんですね。それから予算のときにも、ことしの——言い方はおかしいですけど、目玉事業というか、非常にクローズアップされてたアメリカン・サマーキャンプの開催については、8月5日に審議がかけられてますけれども、開催されたのは7月24日にキャンプは行われてるわけですね。その委託業務ということに関しての諮問ですので、先ほど話に出ていた外の委託業者に市が持っている個人情報を渡すという形になってるんですが、事前に諮問をかけなきゃいけないという今までの御答弁の中でいいますと、8月5日に諮問していたのでは、もう終わった後になっているイベントが2つあるんですね、8月3日のボウリング大会と7月24日のアメリカン・サマーキャンプ。これについては、まあ先ほどから出てる条例の第7条では、当該届け出に係る事項を遅滞なく審議会に報告しなければならないとか、第10条では外部に事務を委託する場合は、あらかじめ、あらかじめですね、後ではなくあらかじめ審議会に意見を聞かなければならないというふうに条例の中ではなってるんですね。先ほど5つの例を除いては審議会にかけなくていい、そのうち4つは審議会にかけなくていい、命に危険があるとか報道されているとか、いろいろな審議会にかけなくていい、もしくは事後報告でいいという5つのポイントを御答弁いただきましたけれども、その5つの全てにこのボウリング大会とサマーキャンプは該当しないと思うんですが、この状況は普通に条例を読んだ状況ですと条例違反になるという状況になってると思うんですが、この点についてはどうお考えですか。

○総務部長（北田和雄君） 8月5日の保護審議会にかけたボウリング大会とサマーキャンプの関係ですけども、これは先ほど申しましたとおり条例の第9条に該当する個人情報取り扱い業務の外部委託ということになりますので、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないこととなります。ボウリング大会については、委託内容の変更でございます。これは対象学年の拡大ということで。ただその場合でも、あらかじめかけなきゃいけないということになっております。サマーキャンプについては、これは開始になっております。

条例のつくりの中で、外部、目的外利用と提供については適用除外事項があるんですが、事務の委託についてはかなり厳しいハードルを設けてます。これについては委託の必要性ですとか条件、それが個人情報の保護

を図る上で適正かどうかを客観的に審議会でチェックしてもらおうということですか、また個人情報を取り扱う業務の外部委託というのは、個人情報の漏えいを防ぐために慎重な取り扱いがやはり必要だろうということもあると思います。外部委託というのは、比較的漏えいの危険性が高くなるというようなこともありますので、こういった高い基準を設けているというふうに理解はしております。その趣旨からいいますと、確かに今回の運用については、条例の適正な運用ではなかったという認識は十分っております。

以上です。

○7番（和地仁美君） 適正な条例の運用ではないということは、条例に反してるというふうなことだと思うんですけども、今総務部長のほうで御答弁いただいた中に、外部委託のほうは非常に厳しいハードルを設けていて、そこは危険性が高い分、厳しいハードルを設けているというふうな内容、趣旨で条例や運用がルールづけられている中で、じゃどうしてこんな2件も、5件中2件もがこのような状況になってしまったかというその原因についてはどのようにお考えですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先月、8月3日に行われましたボウリング大会につきましては3年目の事業ということで、予算策定時点では昨年同様の内容での計画をしてございました。そのため、その予算の3月の時点では、本年3月の時点では個人情報の保護審議会に案件として提出することは考えてございませんでした。その後、ことし4月に入りまして、御指導いただくボウリングのプロを初め関係者の皆様にお集まりいただきまして、行事の内容とスケジュール等について調整、確認をまいりました。その中で、その会議の中でボウリング参加者の対象学年の拡大のお話が出まして、決定を見たのが5月1日、5月に入ることになりました。そのことから個人情報保護審議会にかける案件となりましたけれども、既に第1回の審議会が終了しておりましたので、行事の終了後であります8月5日の開催の第2回審議会で御報告をさせていただいたこととございます。結果的に条例に沿った手続きができなかったことから、このようなことが今後ないように十分注意をまいりたいと思っております。

以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 中学生のアメリカン・サマーキャンプにつきましても、新規事業でございますが、3月の時点では業務の実施内容が十分にイメージできてない部分がありました。新年度に入りまして、合同で行うものですから幹事市も交えて打ち合わせをした際に認識をいたしましたけれども、そのときには既にいつとき遅く、条例に触れてしまいました。今後は慎重に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） まあ現場サイドの意見というようなイメージで聞きましたけれども、ただ今この状況は明らかに条例に反してる状況なんですよ。それで万が一ですよ、万が一、この目的外利用や提供という形で市役所のほうから個人情報がその委託業者に渡ったときに、事故とか事件などがそれがもとで起きてしまった場合に、まあ審議会の方たちは粛々と招集がかけられたときに審議をしているという形ですけども、それは例えば市民や第三者にどういう状況なんだって説明を求められたときに、先ほど市に責任があるというふうに言ってますけれども、その市が条例に反してやってしまったときに、審議会の位置づけとか、その責任とか市のとかというのは、どういうふうに説明をつけられるのかというのが全然イメージつかないので、そこら辺、もしこういう、今のこういう状況にある中で事件が起きてしまって、市が責任とりますといっても市って人じゃないので、どういうふうな形でそこは第三者に説明するような形になるんですか。

○総務部長（北田和雄君） 審議会にかけるかけないにかかわらず、個人情報の扱いというのは市がやってるこ

とですね。ですから、それに伴う事故なり事件が起きた場合は、これは市の管理体制にやはり問題があったということになりますので、市に責任があるというふうに理解はしています。審議会に仮にかけてあったとしても、審議会の審議は粛々と通常どおりやったとしても、審議で了解をいただいたにもかかわらず、運用面で市の運用がまずかったということになりますので市の責任になります。今回のように、かけるべきものをかけずに実施してしまったと、これは明らかに条例に抵触をしますし、そこからもってまず市に責任もありますし、さらに事故、事件があった場合は、個人情報の管理について市に責任があるところで、いずれにしても全面的に市のほうに個人情報の管理に関しては責任があるという説明を、市民の方には説明するということになると思っています。

以上です。

○7番（和地仁美君） まあそうだと思います。

今回の2件については、今までのいろんな御答弁を聞いてると、いわゆる統括をしてる文書課ではじきじきにアナウンスをしたり、特に予算の前には、今年度、新しい事業だったりなんかのときには、必ずこれに審議をかけなきゃいけないものはしてくださいねという形でアナウンスをしてるという話なんですけれども、先ほどの実際の担当部署の御答弁を聞くと、その当時はイメージしていなかったけれども、学年を広げよう、そのほうがいいイベントになるから、そういうふうにもっと充実した内容にしようと思ったときには、もうその審議会については時、既に遅しという時期になってしまって、ただ、まあそれは現場で気づいてやったのかどうかというところは、今回はそこについては聞きませんが、もう時、既に遅しというのは終わってから気づいたのか、いいことだからやっつけてしまおうって後で気づいたのか、それはどういうところに意識があったのかわかりませんが、好意的な見方をすると、現場では運用しづらいような状況になっているということだと思うんですね。もうちょっと違った見方をすると、審議会、年4回やっているけれども、それは実際の業務には即していないから、審議会は非常に形骸化していて、かけてもかけなくても結局使ってる状況があるという今現実がありますので、恐らくそれをきちんと条例どおりにするとしたら、条例をもうちょっと変えとか、現場のやり方に即した形でもうちょっと運用のしやすいやり方にするか、審議회를毎月開くか、そうすれば来月かければいい、来月かければいいって形になりますし、もしくは今の条例を、今の状況で重要だから内容を変えずに運用していくというのであれば、その審議会に漏れてしまった事務については、どんなに現場が熱意を持っていても条例違反だからやっちゃいけませんよという、この3つしかないと思うんですね。

この審議会の委員の方にも、これは形骸化していることはとっても、何か自分たちの意味って何なんだろうという形になっていくと思いますけれども、今こういう状況になる中で、私はその3つ、毎月開くか、条例を変えるか、条例違反のものはやらせないか、この3つしかないというふうに思うんですが、市が考えている今後の改善策についてお聞かせください。

○総務部長（北田和雄君） 個人情報保護条例の関係で審議会への諮問、答申の関係ですけども、今回ちょっと条例の運用が適切じゃなかった事案がございましたが、おおむねは事前に審議かけて目的外の利用なり提供、あるいは外部委託はやっております。そのところだけは御理解をいただきたいと、まず思います。

今回起きてしまったんで、やはり対策というのは必要だと思います。先ほど申しましたとおり、条例10条の事務の委託というのは非常にハードルが高いです。ただ、これについてハードルを少し下げて運用しやすいようにするというのも一つ方法かと思いますが、ただ昨今の個人情報を取り巻く社会状況を考えますと、外部委託というのはやはりかなり慎重でなきゃいけないというふうに改めて認識を今してる場所ですので、これに

ついて条例を緩めるという考え、今のところ持ち合わせておりません。そうしますと、あとは審議会の回数をふやすことで、まあ利用しやすいようにしていくということも一つの選択肢だと思います。ただ、委員さんの御都合とかもいろいろございますので、そう数をふやせるもんじゃありません。ですから臨時的にどうしてもかけなきゃならないものが出てきたときには、委員さんの御理解をいただきながら臨時開催をするとか、そういう運用は考えていきたいというふうに思ってます。ただ、これあくまで例外的な対応というふうに考えております。基本的な考え方としましては、やはり全庁的に個人情報保護制度の周知を徹底するというのは基本だというふうに考えてます。具体的な手法としましては、条例の12条の目的外利用あるいは提供、これについては条例の中で本人の同意があれば審議会の諮問は必要としておりませんので、できるものはできる限り本人同意をとるということで対応はできないか検討したいというふうに考えてます。

あと事務の委託ですが、これについては委託ですから必ず予算措置を伴いますのでね、予算編成の段階でやはり周知徹底を図っていくということと、あと予算担当の部署のほうと連携をしながら漏れがないようにチェックをかけていくというようなことが考えられるというふうに思っております。

あと、さらに現在、先ほど御説明しましたとおり個人情報保護に関する研修会を毎年やっております。これも形骸化しないように内容を変えて、さらに充実をして、庁内の周知徹底を図っていくということで、それを基本にして今回の事態が起きないような対策にしたいというふうには思ってます。

以上です。

○7番(和地仁美君) 今までの今回の再質問の御答弁を聞いてると、担当部署が、今研修を毎年されているということでしたけれども、その意識がないと申請に上げてこないというところが基本だと思いますので、まあ先ほど総務部長の御答弁の中に、通常はこんなことはないけど、今回たまたまこういうことが起こってしまったって、それはそうかもしれませんけど、それってそれを許していくとどんどん広がっていく可能性がありますし、それが緩みの種にもなりますし、あとはそういうときに限って大体問題が起きちゃう。いつもはちゃんとしたのに、今回だけなんですよというのが、まあ世の中の的にはよく問題になっちゃうようなこともありますので、もう少し職員というか、庁内の個人情報に関する意識を高めていただいてきちんと、条例を変えるのは難しいというお話でしたので、条例違反のないような運用をしていただけるように再度徹底をしていただきたいと思います。

昨今いろいろと事件が起きたりしてます一方で、国勢調査など、必要なデータもとりづらくなっているというこの個人情報保護の弊害みたいな話も出ますけれども、きちんと特にこの——まあ変な言い方ですけど、役所はきちんとしてるんだって思えば普通の市民は普通に情報を提供できますけれども、こういうところに小さなほころびがあるとどこも信用できなくなって、本当に必要なときの必要な情報も得られなくなるという非常に悪循環に陥ると思いますので、今回のような事例が今後ないようにきちんと、あと審議会のほうも形骸化しないように、形骸化するというか、申請がなければ審議会の人も審議できませんので、きちんと審議にかけべきものは時、遅しということのないような形で審議にかけてもらうような手続をとっていただきたいと思います。

1点目は以上です。

2点目、保育園の入園申し込みについて再質問させていただきます。

毎月の入園と一番年度の中でのピークの4月1日の入園という形があるというのは、御答弁いただいていますし、私のほうも存じてますが、まず毎月の入園申し込みについては、1日から15日ごろまでを申し込み期間と

して設定しているらしいんですけども、その毎月のもの結果については、通知の内容であったり、通知をする日であったり、申し込みが前半の半月ですので、あと通知の方法であったりというのは、どのように結果は通知されているのか教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 保育園の入園申し込みの結果の内容でございます。結果の通知の内容でございます。まず入園承諾の場合ですね、入園承諾通知書という形になります。児童のお名前、保護者のお名前、それから入園が決定した保育園名ですね、保育の実施期間、これらをお知らせしております。不承諾の場合、不承諾通知という形になりますが、同じくお子さんと保護者の方のお名前、希望していらしゃった保育園名、不承諾の理由、これらを御通知してございます。通知の日とか通知の方法でございますが、郵送で通常はその月の20日ごろお知らせしております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 市のホームページの保育のページのところで、各市内保育園の空き状況というのが掲載されていると思うんですけども、その掲載は常にされてる状況ではないというふうに認識しておりますが、その掲載は申し込み期間のみとしているのが現状なんです、その理由について教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** ホームページに空き状況等、お知らせしておりますが、今議員がおっしゃったとおり、確かにずっとではございません。申し込み期間の間に空き状況をホームページにお知らせしております。

ちょっとこの状況なんですけれども、例えば10月入園の場合を例にしてみますと、こういう形になっております。9月1日、月曜日ですね、9月16日、火曜日、こちらが今回の場合、募集期間になっております。通常、9月15日までなんです、9月15日、ここところが祝日なものですから、9月16日まで募集期間とさせていただきます。締め切りまして、翌日に選考会議の資料を作成します。ばたばたと順位づけをしまして、資料をつくります。翌日、例えば9月18日ですね、選考会議を課内で行います。その選考会議を受けて、9月19日、金曜日、通常はこのぐらいなんですけど、あと22日、月曜日ぐらいですね、この2日ぐらいに実は調整というのをしております。場合によっては障害児のお子さんもいらしゃいますので、保育園でその障害児のお子さんを受け入れる体制が整えられるかどうか、場合によっては加配といたしまして保育士を1人追加でつけるような必要もございますので、その体制をとれるかどうかということで、園に行ってもちょっと調整しております。調整が終わりましたら通知の準備を行います。通常は20日ごろに通知はできるんですが、9月の場合、ちょっと祝日が多うございまして、9月22日、月曜日もしくは24日、このころ結果を送付することで今手配しております。

こういうような日程なんです、そうしますと9月1日から9月16日が入園の申し込みを受ける期間になっておりますが、そうすると実は9月17日から9月30日のこの期間に空き状況は載せないです。載せておりません。どうして載せないかということなんです、実は9月17日から9月30日の期間に、保育園の空き状況を載せてしまいますと、10月分の空き状況を載せてしまいますと、ああまだ募集してるんだなというふうに誤解されることがありますので、載せられないということがあります。また、じゃ11月を載せればいいのかということなんです、9月の末の直前になりまして退園等、駆け込みで退園されることもありますのでね、9月を終了しないと11月の空き状況を載せられない。こういうような形がありまして、空き状況を載せるのは申し込み期間のみになっております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** わかりました。1カ月の中で全部やるという形で、そういう状況になってるということ

なんですけども、じゃ一番入園の申し込みの多いのは、4月入園という年度初めから入るといいう形が多いといいうことですが、先ほどの御答弁では、今年度の例では平成26年1月6日から1月17日までの期間を1次申し込み、その後、2月10日から2月21日までを2次申し込み受け付け期間として、4月入園の受け付け事務を行っているという御答弁だったと思いますが、まず先ほどは毎月は大体この9月、その月の20日、その調整が終わったらすぐ結果を通知、郵送でするってことでしたが、この1次、2次っていうふうに4月入園の場合は分かれていますので、この1次、2次の結果というのは、それぞれどのように通知されていて、その通知の内容であったり通知日、もしくは先ほど毎月の郵送って話ありましたが、その通知の方法などについて教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 通常の月と違って、4月入園の場合はかなり件数が多いございまして、期間を別のほうにさせていただいております。今議員がおっしゃったように、1次、2次ということで2回に選考してございます。まず1次の選考でございますが、1月6日から1月17日までを申し込んでいただきまして、2月7日付で結果を発送してございます。入園承諾の場合は、当然入園が承諾された旨、御通知します。不承諾の場合は、不承諾通知ということで御連絡いたします。

中には、実はこういう例がございます。他市、2市ですね、2市とか併願していて、東大和市については今回残念ながら入れなかったという状況があります。そういうときあります。そういうときは、今回調べたところ、実は東大和市はだめでしたという通知はしてございませんでした。理由は、自動的に2次の募集のほうに回るということで解釈しておりまして、1次はだめでしたということは通知をしておりませんでした。正直いって、また自動的に2次に回るという御通知もその中に入っていないということがわかりました。それから、2次の申し込みの日程ですが、先ほどおっしゃったように2月10日から2月21日まで、これを2次のお申し込み受け付け期間としておりますが、結果を発送いたしましたのは3月10日付でございます。入園承諾の場合は入園承諾通知書、不承諾の場合は不承諾となった旨ですね。このときも、ちょっといろいろ調べますと、他市をやはり併願していらっしゃる方が、先ほどの例もありましたが、他市も併願していて、東大和市はだめだった場合がございます。このときは、実は他市の結果が、東大和はだめだったのはわかってるんですが、他市の結果がわかるまで通知していなかったということがございました。なお、他市の結果がいつごろわかりますよというのも、それもちょっとお知らせしていなかったということでございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今いろいろと御説明いただいて、他市にも応募していらっしゃる方の対応という話あったんですけど、今の御答弁ですと1次の結果を、当市だけに申し込みをした方には承認、不承認というのを郵送されていると。他市も併願という言い方がいいんですかね、併願をされている方については、他市の結果が出ていないから、東大和市ではだめでしたよというのは送らずに、自動的に2次に行くからいいんだという対応をしてしまったというか、しているという話なんですけれども、でも東大和市だけに応募した方も、1次がだめだった場合は自動的に2次に行くんですよ。行くのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 議員のおっしゃるとおり、1次がだめだった場合には自動的に2次に回ります。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） そうであれば、他市の結果がわからないけど、東大和はだめだったのに、東大和の市内の保育園に関しては2次のほうにそのまま手続をするということだけは、他市を併願されている方にも同じくお知らせすべきだと思うんですが、いかがですか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今議員おっしゃられたとおりでございますね。いろいろ今回考えまして、今後は東大和市分の1次はだめでした、申しわけありませんという旨と、引き続き2次に回りますと、そのような通知にしたいと思っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） どうしてそういうことになってしまったのかわかりませんが、自動的に2次に行くということは、入園案内とか申請案内のほうにも記載をされているのかなと思いますけれども、なかなかわかりづらいですし、結果を持つほうとしては、まず今、自分がどういう状況にあるのかというのは知りたいというのが普通だと思いますので、そのようにしていただきたいんですけども、先ほどのお話の中で他市を併願されている方と、東大和市の保育園だけを、入園の申し込みを申請されてる方と2種類の2次の結果の通知の日程について御説明いただいたと思いますが、当市の保育園だけを希望してる方にも、3月10日発送、さらに他市を併願している方には3月20日に結果を発送するという形になってるんですが、一般的にそういう保育園に入園するまでに探したり見学に行ったり、いろいろなことで最低でも1カ月はかかるというふうに一般的に言われてる中で、3月10日に不承認ですよとか、併願してた場合は3月20日、新年度始まる10日前にその結果を知らされても、少しちょっといろいろと考える方は、もうだめかもしれないからほかを当たるところかなっていうふうになるかもしれませんけれども、普通に待っていたら手おくれになってしまう時期にその通知が来ても、大変なことになると思うんですけども、その2次の結果を通知する時期は適当な時期だと考えてらっしゃるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 2次の通知の結果が3月10日でございます。今回、他市の併願されてる方が3月20日ごろにお知らせになってます。理由としては、他市から結果が届くのを待ってたということなんです、確かに議員のおっしゃるとおり、ちょっとスケジュール的にはかなり保護者の方に厳しいと思っております。適当な時期ではないなと思っております。

以上です。

○7番（和地仁美君） じゃ、適当な時期ではないな、要するに申し込みをされている方に対しては、3月10日や20日に急に結果が来ても、丸だった人は一安心ってなるかもしれませんが、だめだったってなったときに、4月からの自分の生活の予定が、いろいろ決まってるというか、ある方にとっては、じゃどうしようって、そこから慌てる形になってしまうと思うんですが、その申し込みの期間を前倒しをするとか、その審査の結果を送るのを、2月中に全て2次までを終わって、1カ月の余裕をもって通知するというような変更はできないのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど第1次の結果、2月の初め、上旬にということでございますけれども、そのとき自動的に2次に回るよというところもしてなかったというところが、御指摘いただいているところだと思いますが、その中で自動的に回るよ、次の2次の結果はいつごろですよということをアナウンスすることで理解していただくということと、もう少し申請者、保護者のために前倒しできないかということでございますけれども、平成27年度から新制度に移行するというので、今準備でも非常に事務量が增大してる中でございますので、前倒しをしてできるかということは検討してみたいと思いますけれども、まだ一緒に新規の申し込みの方以外に、在園児の方の申請事務も並行して毎年通知は送っておりますので、そちらのほうも非常に1,500弱でしょうかね——いらっしゃいますので、そちらも同時並行で処理していかなければなりませんので、よく検討してみたいというふうな考えてるところでございます。

以上です。

○7番(和地仁美君) 新規だけではなくて、いろいろ事務量が膨大なので検討してみたいってことなんですけれども、確かにその申し込みやいろいろな手続には、源泉徴収票であったりとかいろいろとほかの発行をされる必要書類の出る時期とかも関係しているんだろうなというのは想像できるんですが、ただこれだけのことはやらなくちゃいけないくて、お尻が決まってる。いつまでにやらなきゃいけないということを考えて、サービスというかそれを向上させようとしたら、人員を一時的にふやすとか、前もってできることはどんどんやっておいて、ここまで締め切りという、その仕事の締め切りを自分たちで決めれば、その部分というのは私はできると思いますし、来年度は新制度移行という形でいろいろな部分が、いわゆる一時的に来年度だけ特別にふえるということだと思いますけれども、ぜひとも業務がふえて幼稚園のほうとか、いろいろなほうを全部担当することになるとは思います。結果、4月1日から仕事をすることは決まっていることにおくれてもらう形にはいかないんで、ぜひ現実に沿った事務手続ができるように庁内の中でちょっと検討、工夫していただければなというふうに思います。

今この入園申し込みに関する流れで、先ほどいつぐらいに通知が行きますよと、前もってこれから言っておけば、丸だったらいいけど、バツのときに3月20日にわかるんだったら、自分で事前に何ができるだろうというふうに申請者の方も考えるヒントみたいなものはもらえると思うんですけれども、今全部の申請のいつ締め切りで、ここで結果が通知されてというのが、時系列で一目で見られるような表現というのは、ホームページとかに掲載してはあるんでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) ただいまホームページの掲載の状況を御質問いただきました。実はホームページには、大まかな申し込み期間、必要書類等の記載はございますが、時系列的には表示されておりません。来年度の入園案内、ホームページを検査しまして、できれば時系列的にしたいと考えております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 保育園の入園申し込みする方というのは、いわゆる子育て世代のパソコンなどやインターネットというものも、非常に使いこなしている世代の方がほとんどだと思いますので、そこを見て、ああ今こういうときだから、こういうふうに、先の予定まで立てられるような、わかりやすい時系列の表を載せていただければと思います。

先ほど御答弁の中で言われていた2自治体以上に申請をされているという方については、その住んでいる自治体が窓口となって、ほかの自治体の保育園の申請を一括して受け付けるというのは、その住民票のあるところだと思うんですけれども、東大和市の場合、昨年はその2自治体に申請を出している人の比率というか人数というか、どれぐらいいらっしゃるんですか。

○保育課長(宮鍋和志君) ことしの4月の入園でございますが、2自治体以上に申し込んでいる方は10人いらっしゃいました。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) それは、例えばどこの自治体が多いでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) やはり近隣の方が多うございます。隣の武蔵村山市、立川市、福生市、瑞穂町、こちらに併願されてる方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 先ほどほかの自治体の結果が出なかったんで、2自治体に申し込まれた方は3月20日に

通知ってことでしたが、今主な、大体近隣市が多いと思うんですけども、その選考スケジュールというのは、窓口をしてる東大和市の窓口はちゃんと把握してるんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 各市から3月の中旬ごろになりますよとか、3月の後半になりますと、そういう文書いただいておりますので、把握はしてございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） そうしますと、他市の選考結果などはどのように把握してるのかなと思うんですけども、例えば武蔵村山市さんなんかは、他市の応募者についてはもう1次選考では除外して、後ろのほうで選考に参加させるというようなルールでやってらっしゃるようなんですけども、両方の市で承認になってしまうという例は、今は起こり得ないようなネットワークというか、状況で各市の審査は進んでるんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 正確には、そのようなネットワークはしておりませんので、場合によっては複数自治体で承認を得られる例もあるかと思います。ただ、ここで待機児童、どちらの市も多くございまして、なかなか自分の市、優先、自分の市の市民を優先ですので、なかなか他市の方を入れてくれる、入れる、入れられるという状況は余りないと思います。

以上です。

○7番（和地仁美君） 当市の場合は、特に他市から申請された人について、先ほど言った武蔵村山さんみたいに、2次選考か3次選考からしか選考対象になりませんよというような、公のアナウンスは当市はしてないんですか。

○保育課長（宮鍋和志君） 武蔵村山市さんについては、3次選考から他市の申し込み者の方を選考されるようです。東大和市につきましては、自分の市の市民の方、優先ということで選定をしております。大変申しわけありませんが、他市の方が現在入っていただく余地がなかなかないという現状でございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） そういう、まあ市民を優先するということは、どこの自治体さんもやってることなので、それは当然のことだと思うんですけども、今東大和市では他市の方が入れる状況ではないという状況であったということを例えばアナウンスするとか、市民の方を優先するので3次選考からしか選考対象になり得ませんよというふうに、武蔵村山さんみたいにその状況をちゃんと、ちゃんと伝えるということが真摯な姿勢だと思うんですけども、今はそういう状況だということだけれども、それはアナウンスはうちの市はしてないということでもいいですか。

○保育課長（宮鍋和志君） その辺は大っぴらにはアナウンスしてございません。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） まあ何となくそういう状況は、応募される方もわかっていると思いますが、それは現実には現実として真摯に伝えると、受け取る側も、じゃその上で自分はどう行動できるのかというふうになるので、そのような形も今後検討していただけたらなと思います。

ちょっと余りいい話ではないというか、あれなんですけども、いわゆる保育所の待機児童がいるということは、入りたくても入れない方というのが出てしまっているということだと思うんですけども、よく保護者の方の中で、本当は就労してないし、本当は介護とかでも大変そうじゃないけれども、何か保育所に入れてるっぽい人があるわねみたいな話が、そこがどこまで現実かはわからないんですけども、出ることもあるということをお互いに耳にします。まあそういうことでお互い、どうなのかしらというふうに疑っているよりも、例えば市のほ

うで実態調査、この人は本当に就労しているかという、例えば昔は何か電話調査をしているような自治体もあったって聞くんですけども、うちの市では本当にその人が保育園の入園が必要かどうかという実態調査をしているのか、もしくはそうじゃないって認められるようなことがあったら、どういう対応をしているのか教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 実態調査でございますが、直接伺うというところはまだしておりません。毎年10月ごろ家庭状況報告書、こういう書類を提出していただいております。この書類には、勤務証明書等の書類、添付していただいて、児童に保育が欠ける理由が継続しているということを確認しております。

以上です。

○**7番（和地仁美君）** どうなんでしょう。周りの自治体さんも、例えば抜き打ちではないですけども、職場に電話をしたりというような、その実態があるみたいな活動をしてるってところはあるかどうか把握してありますか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 先日、課長会がありましたので、ちょっと近隣の方と話ししたところ、立川市、武蔵村山市さん、小平市さん、東村山市さん、この4市、ちょっとお話したんですが、当市と同じように家庭状況報告書、書類で提出していただいていると。実態ということで伺ったり、会社に見に行ったりということはないということで聞いております。

以上です。

○**7番（和地仁美君）** そういう事実を、もし把握した場合の市の対応について、先ほど御答弁いただいていたと思うので、教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** もしそういう実態が把握できた場合には、きちんとお越しいただいて状況を、理由を説明していただいて、場合によっては御退園していただくということがあろうかと思えます。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** まあ皆さん、席が余っていないところを、皆さんそれぞれの気持ちでやってるところなので、ぜひ公平性というものは保たれるような形でお願いしたいと思います。

それで、先ほど私、壇上で言わせていただいたんですけども、初めて保育園の入園の申請なんかをする方は、本当に手続だったり提出する書類であったり、いろいろなことが複雑で大変だと思うんですけども、窓口の対応ってその意味では非常に重要だと思います。それで、以前、私、耳にしたのが、窓口で認証保育園の周辺環境、どういう環境ですかなどを窓口で対応してくださった職員の方に尋ねた際に、見に行ったことがないのでわかりませんので、通ってる人のお母さんに聞いてくださいっていうふうな対応をされたっていうことを耳にしたんですけども、窓口対応をしている職員の方は、その認証保育園を一度ぐらい訪れたりして周りの環境を知るといようなことは徹底されてないんでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** その御意見をいただいて、私どももじくじたる思いがあったというところでございますけども、窓口対応につきまして指導が徹底していないかというふうに言われてしまうと、そうだったのかなというふうに思わざるを得ませんので、今後もお客様、市民の立場に立った丁寧な対応を心がけたいと思っております。またそのようなお話を伺いまして、実際に最近入った職員とか、全部の施設を把握していないというのが正直なところございましたので、施設、さらには周辺環境を回りまして、現在はどこにどういうところがあって、どんなところかということをお尋ねいただけても、お答えできるような体制にはなっていないところがございます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) それが臨職、臨時職員さんも徹底していただいているということによろしいですか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 臨時職員も多数お願いしてるところでございますけれども、来年度から当課で、当窓口で取り扱う施設等もまたふえるところもございますので、臨時職員の方にはまだ、実際にそのような時間がなかなかとれないということもございますけれども、体制づくりということで4月に向けて時間をつくって、窓口に出る者は同じようなレベルで対応できるように努めたいというふうに考えてるところでございます。

なお、毎年、異動がございますので、新採の、新卒の職員はもちろんでございますけれども、経験がある職員でも異動してきた職員は担当のところしか知らないと思いますので、そちらも含めて全ての者が同じレベルで対応できるような体制づくりに努めたいと考えてるところでございます。

以上です。

○7番(和地仁美君) あともう1点、これが入園申し込みというか、この窓口に限ったことではないとは思いますが、いろいろと耳にしますので。要するに、窓口で対応いただいた方とか、電話口で出た職員の方によって、いわゆる説明内容とか返事が違うと。ある方、出た方はだめだと言うんだけど、その後、上司の方につないでくれて言うと、いやそれはできますよというようなことになるというのが、何件か耳にしてるんですけど、全部の認証保育園を把握してもらうことは基本的なことだと思うんですが、それぞれの説明内容が違ってしまうというのは、制度に対する解釈というか、理解というのが職員の方によって違うんじゃないのかなって思うんですけど、そのあたりの徹底というのはどのようになっているんでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) まあ職場の体制を見ておきますと、朝の情報交換等は必ずやってるところは見えるところでございますけれども、まあ制度が変わった、それから担当ではないとなかなかわからないというようなことは、マニュアル等をつくりまして勉強会を開いておるようでございますので、常に同じようなレベルで対応できるように努めているところではございます。

以上です。

○7番(和地仁美君) 以前いろいろ職員の研修のこととか、いろいろ取り扱わせていただいて、いろいろその体制は整えていただいていることはわかってるんですけど、それが現実的に目の前にいる市民の方、職員研修の中でお客様という言葉を使ってますけれども、そこがなかなか徹底しているような印象をまだちょっと受けません。特にこの4月の繁忙期に、これから向けてまだ時間もありますので、新制度に切りかえて大変だと思いますけれども、窓口に来た方が安心して、いろいろと御説明を聞けるような体制にしてほしいと思うんですが、そこでちょっと1つ聞いてみたいんですけども、例えば私たちも一利用者として、企業のお客様センターみたいところに電話をしたりすると、生年月日を聞かれたり、電話番号を聞かれたり、名前とかを言うと、向こうが、例えば私の場合は、ああ和地仁美様ですね、お使いのサービスはこれとこれで、先日こうでしたねというのを、多分オペレーターの方が端末をたたいて、ずっと私の履歴を見ているので、私が話した初めての方でも、それまでの経過や細かいことについて、もう一度、私が言わなきゃいけないというストレスがないのが、まあ普通になってきたというのが私の感覚で、それが市役所の窓口だと、何回か窓口に行っていて、都度、同じ担当者の方が目の前に座ることは不可能なんですけども、この間はここまで話したというものが、その本人確認をしたら窓口で端末があって見ればいいな。そうすると非常に、この人は私のことを知ってくれてるっていう安心感になると思うんですが、今端末がないのは窓口を見てわかりますので、そうじゃなくて、例えばカルテみたいな、その履歴を、人の朝の連絡事項じゃなくて、それをぱっと手元に出せば、今までの経過

などもわかるので、向こうもわかってくれてるなっていう気持ちで安心してお互いやとりができるような、そういったカルテのような仕組みはないんですか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** カルテでございますが、ちょっと窓口で対応させていただいて、御事情があったり、いろいろこちらで注意申し上げたほうが、気を使ったほうがいいなという場合につきましては、ケース記録ということで紙ベースでつくっております。そのほか、特に何も問題ないけど、本当に承って、そのまますぐ対応できるようなものについては、そういう記録はつくってございませんが、紙ベースでつくっております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 新制度になって対応する人数もふえるということですし、一般の市民の、一般の市民のって言うとおかしいですけど、結構そういうふうに分かることを知ってくれていて、対応してくれるという対応が世の中で一般化されてきていると思うので、そういったものも今後は導入していただくといいんじゃないかなと思いますので、これは提案というか、希望として伝えさせていただきます。

あともう一つ、先ほどからこの保育園の申請をされるような方は、いわゆるネットであったり、電子メールというものに、非常に日常的に使われてる方だと思うんですが、そのホームページの充実ということのほかに、例えば全部郵送していると、ポストの中がいっぱいと大切なものを見落とすことがあったりとかもするでしょうし、お仕事をしている方、子育てもしていて忙しいという方は、メールでの案内というものも非常に利便性も高いですし、出すほうとしても開封通知という設定をすれば、相手がそれを見たかどうかというものも確認できるような仕組みも電子メールにあるんですけども、そういった仕組みを、全庁的にというよりも、例えばその4月入園の忙しいときに郵送をするというよりも、メールで案内したほうが、相手もこちらでも便利だというものの場合に、申請書のときに、こちら、本人の希望をとって、メール連絡を希望しますという形であれば、メール対応するという事は検討されてないんでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** メールという御提案でございますけども、一方通行なら結構いいんですけども、やはりメールですと双方でやりとりするという事で、非常に事務量も多くなるかなというところと、誤って送ってしまったことの危険性、それからインターネット環境が全部整ってないこと、それから先ほどもお話してありますが、新制度による事務量、どれぐらいふえるのかというところがまだ読めないところもあるというところがございますので、一応今メールマガジンやっておるんですけども、こちらにつきましては御自分で登録していただけますので、事務量も少ないということもございますので、市報になるべく細かい、そのときに一般的ではなくて、本当にその4月入園なら入園の申請をしてる方に特化したような事項も載せれば、こちらにつきましては活用していただけるのではないかなというところで、検討したいなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○**議長（尾崎信夫君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時46分 開議

○**議長（尾崎信夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**保育課長（宮鍋和志君）** ここで、恐縮です。1点、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど1次の分がだめでしたということで、通知を申し上げたいというふうに御答弁しましたが、ちょっと

よくよく検討したところ、行政処分の決定の通知になってしまいますので、そう何回も出せないで、1次はだめでしたということで、電話等でお知らせということでお知らせさせていただいて、最終的には文書できちんと行政処分という形でお知らせ、御通知申し上げたほうがよろしいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 今訂正いただきましたけれども、まあいろいろと法的なこともあると思いますが、常に申し込みをされる方は、特にこういうこと、切実な思いでやってらっしゃる方いると思うので、相手がどうやったら不安要素を取り除け、その結果までは変えてあげれることはできないとはしても、こういうふうに対応いただいたんだからというような、不安のないような対応をしていただきたいと思います。

1点、最後、メールだと双方向になっちゃうので業務がというお話だったと思いますけれども、最近、市のほうでは、この後、ホームページのことも取り上げますけれども、フェイスブックとかツイッターとかやられてるので、逆にそこで何かを公表すると、そのことに不満のある人で、世に言う炎上みたいになっちゃうよりは、各自その対象者の方は決まっているので、先ほどもちょっと企業の端末の例を出しましたけれども、このメールについては返信は一切受け付けられません、お知らせだけのメールですってというようなメールを企業さんからもらうことが、私、何回もありますので、そういった形のただお知らせで、この双方向のメールじゃないというものも世の中で一般化されてきていると思いますので、そのいついつ結果を発送しますよ、結果については郵送ですよというような気づきを与えてあげるような対応というのも、今後は検討いただければなというふうに思います。

この件については以上とさせていただきます。

最後、今もいろいろとホームページとかメール、活用してもらったほうがいいんじゃないかという話をさせていただきましたが、市のホームページについて少し再質問させていただきたいと思います。

市のイベントカレンダーを、私、市のホームページ、自分自身もよく見るんですけど、市のイベントカレンダーについても小まめにチェックをしてるんですが、8月27日、今回この通告書を出させていただくに当たって、8月27日の時点で10月以降のカレンダーは全部真っ白なんです。イベントを掲載する内容と時期というのは、以前もほかの議員から質問があったと思いますけども、どこが統括していて、そのルールというものがあるのかどうなのか。例えば私たちに行事の開催のファクスとか来るんですけども、それは決まったから、こういうイベントがあるので議員も参加してくださいねという御案内だと思うんですが、それさえも載っていないということも結構見受けられるんですが、そのカレンダーに掲載をするルールとか、その統括時期、内容というのはどういうふうになっているのか教えてください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) イベントカレンダーへの掲載についてでございます。統括自体は、私ども秘書広報課でございます。実際には行事やイベントの内容につきましては、事業の担当課のほうで作成をいたします。その際に、イベントカレンダーへの掲載を設定すること、それからその後に私ども秘書広報課で承認という作業を行っておりますので、その段階で初めてイベントカレンダーのほうにも掲載がされます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 例えば11月、毎年開催されている産業まつりというのがあるんですけども、以前、私、農業委員をやらせていただいたときに、農業委員は実行委員になるんですが、もう初夏のころから日程が決まっていて、その実行内容についての実行委員会会議というのはずっと開催されているんですが、多分ことしもそういう状況だと思うんですけども、その産業まつりとかについても、やっぱり市は後援しているだけとい

う位置づけかもしれませんが、ああいうもう決まっているようなイベントも載せられないというのは、今のお話ですと担当課のほうでやって、統括している秘書広報課のほうで承認をしてから載るというお話でしたが、その載せられない理由というか、もう決まっているイベントなのに載せられない理由というのはどんなことがあるんですかね。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 産業まつりにつきましては、例年11月の上旬の土日で開催してございます。産業まつりの日程につきましては、4月に開催されました産業まつり実行委員会の反省会の中で協議されて内定しております。その後、8月に農業部門と商業部門の合同の産業まつり実行委員会が組織されまして、開催が正式に決定されます。その後、イベントカレンダーのほうに掲載するというような予定でございます。従来、事業内容を煮詰めた段階で市報に掲載しておりましたが、今後はイベントカレンダーの登載につきましては、迅速に対応していきたいと思えます。

○7番（和地仁美君） そうです。今御答弁の中にあつた、市報にも載っているにもかかわらず、まだイベントカレンダーに載っていないということもたまにあるかと思うんですけれども、イベントカレンダーには、例えば幾つか、全てを表示するというのと、カテゴリーでソートをかけられるようになっていて、お祭り・イベント・観光とか子育て・健康・福祉とか、教育・文化・スポーツとか、あと郷土博物館だけが単独でなぜかあるんですけれども、それについて例えば教育分野でいうと東大和市立何々小学校とか中学校なので、その市立の小学校、中学校の卒業式、入学式や運動会というものも載せてもいいと思えますし、先日、私も参加させていただいたいじめシンポジウムなどは、学校だけじゃなくて地域の方にもいっぱい参加してほしいというイベントで、今回特に内容も非常によかった部分があるのに、何でイベントカレンダーに載っていないんだろうっていうふうに思うんですけれども、そういった学校行事、あとは教育の日やまととか、学校へ行こうとかって、紙の刷り物はいっぱいあるんですけれども、せっかくイベントカレンダーがあるのに、そういったものを掲載しない理由は何かあるんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 教育長の方針の1つに、教育委員会、学校も含めて情報発信をどんどん積極的にやっっていこうということがございます。その流れとして、教育長日記もございます。そういうことを踏まえますと、確かに今、紙ベースでは、学校へ行ってみようということで、全小中学校の年間のその時点で捉えられてる情報というものをごらんいただけるようになっておりますので、ホームページにも今の御提案も含めて掲載は可能だと考えております。ほかにもどういふものが、もっと発信すべきものとか、いろいろなツイッターなどもございますので、効果的な情報の発信ということに努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） ホームページを充実させたり、いわゆるもっと情報公開をしたり、この先には多分市民協働ということの一つのきっかけになるという、一媒体としてホームページってまだまだ活用できると思うんですが、今のうちの市の業務の流れでいうと、それを担当している部署が上げるか上げないかを決めて、どういう表現で出すか。最後に統括している広報のほうでは、その承認という作業はされるようではございますけれども、いわゆる私の中での考える広報を担当しているところは、広報に責任を持つので、広報を充実させることを責務としている部署だというふうに考えると、今市の中にあるこういう情報を、もっと市役所の中で持っているイベント情報とかいろんな情報を、その担当する部署がとりに行つていい形で上げていくっていうふうにしないと、担当している課は、それをやるのが自分たちの責任や仕事で、それを広報するところまでというところに意識がないとどんどん情報は出ていかない。それを出すことが、自分たちの評価や責任だというような業務

のやり方、いわゆる企業でいう広報部とか、そういうところはそういう仕事をしてると思うんですけど、そういうような業務に切りかえたほうが、いろんな情報が満遍なくタイムリーに載っていくと思うんですが、各担当部任せという言い方はおかしいですけども、そういう状況を変えるということはできないんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 確かに今、和地議員からお話がありましたように、担当課から上がってこない、その記事が今のところ作業に乗らないという状況は確かにございます。ただ、私どものほうで、何課のこういう事業どうだろうねというところまではなかなか手が回らないのが現実ではございますが、見ていただく市民の皆様が、どのような情報をどんなタイミングで欲しいかというところを、やっぱり大事にしていかなくちやいけないというふうには考えております。今後は先ほどもありましたように、日程が決まっていれば、そのイベントだけは告知できると。内容については、詳細、今後お知らせしますというような、段階的な告知についても庁内に呼びかけをしてみたいというふうには考えております。

以上です。

○7番（和地仁美君） そうですね。日にちは決まったけれども、内容が詳細まで決まらないというものっていっぱいあると思うんですけど、皆さん、忙しい時代ですので、市民の方も興味があるのはこの日だという、そこだけでも押さえて、詳細はもうちょっと近くなってからでもいいと思いますので、そういった形も今後工夫していただきたいと思います。

今秘書広報課長のほうからの御答弁であったように、その市民の目線という意味でいうと、情報の発信のタイミングっていうのも一つあるんですけども、その内容とか表現についてもちょっと気になることが幾つかあるんですけども、まあある公民館を私が利用したいなと思って見たときに、借りれる設備っていうんですかね、そういう備品について書いてあって、このプロジェクターはあるらしい、「プロジェクター（パソコンにはつなげないもの、パソコンへの接続は不可）」って書いてあったんですね。それを見ると、プロジェクターで、パソコンでプロジェクター使って映したいんだけど、そこの表現だと不可なんです。不可はあり得ないって、私みたいなこういう積極的な性格だと、電話をして、「これ不可って書いてありますけど、不可なんですか」って言ったら、「いや、つなげます」と。つなげる機種もあるけど、たまにつなげない機種があるので、御迷惑かけちゃいけないから不可って書いてる。でも、それだと、不可だと使えないというふうに思っちゃうので、こういうふうにずけずけ電話をする人だったら最終的なことはわかると思いますけど、ちょっとだめかなというふうに思っちゃう、そこの表現は余りよくないなって思うんですが、書いている担当部署は、そのほうが迷惑をかけないというふうに思ってると思いますけど、先ほど承認というふうに広報のほうでやるときに、出している情報が受け取る側の目線でどういうふうに受け取られるかみたいな、そういったチェック機能というのには機能してるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） これは市報でも同じようなことが言えるかと思いますが、私ども行政のほうで使っている行政の用語というのは、なかなか市民の方には伝わりにくいところもございます。そういう表現ですとか、あるいはホームページ全体の表現の統一性ですね、その辺のチェックについては秘書広報課が最終的に承認の段階で行っております。

以上です。

○7番（和地仁美君） 他市のホームページで、ホームページのいろんなページがあって、最後に「このページの情報は役に立ちましたか。はい、いいえ」、「はい、いいえ」だけじゃなくて、意見がある方は自由欄で意見を書けるというものがあるんですけども、当市のホームページは意見は出せるんですけど、簡単に「はい、

いいえ」という役に立ったか役に立たないかということを楽しみにチェックができるチェックボックスがついてないんですが、まあ具体的に何が役に立たなかったかまではわかればいいんですけど、多くの人が役に立たないってチェックをしたのであれば、そのページの内容を見直すという行為にもなれると思うんですが、いきなり意見を書くよりも、簡単に丸バツをつけるというほうが、利用した方はそこに対する評価を気軽にしていただけじゃないかと思うんですが、その機能をつけるとか、つけなかった理由とか、どういうお考えでいるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 実際は平成24年度のリニューアルの検討を行った段階では、各ページの下にチェックボックスをどうするかという検討は行っております。この段階では、実際に直接どんな内容でという御意見を伺ったほうがいいんじゃないかという判断をいたしまして、今回はチェックボックスをつけずにメールフォームを設置したという状況でございます。26市の取り組みの状況を見ましても、何市かではやはりチェックボックス、それから併用してメールフォームがあったりということもございます。今回フェイスブックを始めてみまして、「いいね！」のクリックの数ですとか、結構たやすくその評価をいただけるということもわかってまいりましたので、今後の検討課題かなと考えております。

○7番（和地仁美君） 多分「いいね！」が多いとうれしいんじゃないですか。それと同じで、そのページの情報が役に立ったって言われれば、ああこういう出し方がいいんだな、役に立たないという意見が多ければ、やっぱりもう一回、第三者的な引いた目で自分たちが出してるものを確認できるという作業にもつながりますので、なかなか文書で意見を言うというそこまでよりも、もっと気軽に自分たちの情報について市民がどう思ってるかってわかる確認の仕組みをつくっていただければなというふうに思っております。

いろんな再質問の中で今回大きい3つのことをやらせていただきましたけども、分野は全部違うんですけれども、やはりその市民目線というか、一生懸命やってるだけけれども、何かうまくいかないというのは、うまく言えないですけど、ひとりよがりとは言いませんけど、自分たちの価値観の中で一生懸命やるというよりも、やはり相手、市民の人がどういうふうにするのかなというふうな視点を持って取り組めば、同じ労力であったり努力であっても、もっと相手からの反応もいいものがあって、またやる気にもつながると思いますので、ぜひともいろいろなことに対して市民目線で取り組むということ、さらに重要視してやっていただきたいということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、17番、東口正美議員を指名いたします。

〔17番 東口正美君 登壇〕

○17番（東口正美君） 議席番号17番、公明党の東口正美です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

公明党女性委員会は、本年、女性の元気応援プランを策定し、5月14日、安倍総理大臣に提出いたしました。これまでも公明党女性委員会は、2008年4月に女性の一生を支援する「女性サポート・プラン」を策定し、そのプランに基づき女性特有のがん検診の推進、妊婦健診の公的助成の拡充、出産一時金の増額、児童手当の着実な拡充など、国、地方で女性の視点を生かした政策実現に全力で取り組んでまいりました。このたびの女性の元気応援プランは、5年ぶりにサポート・プランを改定し、より一層、女性の活躍を推進することを目指し

ております。

そのプランの中で、今回新たに出産直後の母と子をサポートする産後ケアについて取り上げています。産後ケアについては、厚生労働省の新しい日本のための優先課題推進枠の中で取り上げられており、妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない支援に産後ケアを含むとあり、各地域の特性に応じモデル事業が行われております。また平成27年4月より、いよいよ本格始動する子ども・子育て支援新制度、当市でも現在精力的に取り組んでいただいているところですが、社会保障の中でも切れ目ない子育て支援を行うため、新たな取り組みが求められていると考えます。

そこで、1番として、切れ目ない子育て支援のための産後ケアの取り組みについて伺います。

①妊娠・出産・産後における当市で現在行われている支援の取り組みについて伺います。

ア、妊娠期間。

イ、出産時。

ウ、出産後について。

エ、こんにちは赤ちゃん事業について。

a、訪問までの流れと利用状況。

b、どのようなスタッフで行われているのか。

c、訪問事業で行われている具体的な取り組みについて。

d、今までの成果と課題についてお聞かせください。

②として、産褥期のケアについて。

ア、産褥期とはどのような時期で、どのようなことが必要か。

イ、少子高齢化の現代における新たな課題をどう考えているかお聞かせください。

③産後ケアの取り組みについて伺います。

アとして、先進事例について。

a、WHO（世界保健機構）の取り組み。ここでは日本同様、少子化傾向にある先進国の取り組みについてお聞かせください。

b、海外での取り組みについて。

c、他の自治体の取り組みについて。世田谷区、埼玉県和光市、杉並区、横浜市の取り組みについてお聞かせください。

イ、当市での今後の取り組みについて伺います。

a、どのような位置づけで考えられるか。母子保健の中ではどうなのか。また、子ども・子育て支援新制度の中ではどのようなことが考えられるか伺います。

b、産後ケア券など具体的な取り組みについて、どのようなお考えかお聞かせください。

次に、大きな2番、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、さらなる多摩湖ランの推進について伺います。

オリンピックの主催は、国ではなく都市であります。したがって、2020年東京オリンピックにおいては、東大和市も主催者としてどうかかわっていくのか大きな課題になると思います。そこで、今こそ日本初女子フルマラソン大会開催地であり、すぐれたマラソンコースである多摩湖の魅力を最大に生かしていくべきと考えます。多摩湖ランに関しては、これまでも何度も質問させていただきました。まずはその魅力を生かし、現在行

われている伝統の多摩湖駅伝について質問いたします。

①として、本年3月に開催された第24回多摩湖駅伝について伺います。

アとして、同日開催された「日本初女子フルマラソン大会開催地」記念モニュメント除幕式について、どのような催しであったか伺います。

イとして、今回の大会の特徴について。

ア、参加者について。

イ、他機関との連携について。東京都、水道局、道路管理者、狭山公園管理者等との連携はどのようなものであったか伺います。

ウとして、成果と課題についてお聞かせください。

②として、「日本初女子フルマラソン大会開催地」として、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、どのような取り組みが考えられるか伺います。

アとして、さらなる多摩湖ラン推進のための環境整備について。

イとして、ホストシティ・タウン構想について伺います。

7月18日付、毎日新聞によると、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国の自治体と参加国、地域の相互交流を深め、オリンピックムーブメントを広げる国のホストシティ・タウン構想が動き始めたとあります。文科省や外務省など関係省庁でつくられた連絡会議の初会合が行われ、本年9月をめどに各自治体から具体的な交流アイデアを募集、構想では参加を希望する市町村などを登録、姉妹都市の提携など地域の実情に合わせて、相手国、地域を選び、スポーツや文化、観光などの各分野でイベントを展開するほか、東京オリンピックでは地域による応援や選手団との交流を深めていくとありました。日本初女子フルマラソン大会開催地の東大和市として、その魅力を全国に、そして世界に発信するまたとない機会となると思います。また東大和市の子供たちや市民にとっても、東京オリンピックをより有意義にするチャンスになると考えます。当市の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、大きな3番、清原地域の高齢者を見守り支え合う体制について質問いたします。

2025年、団塊の世代が75歳の後期高齢者となることを踏まえ、地域ぐるみで高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築や、持続可能な社会保障制度の確立を図るための地域医療介護総合確保推進法の成立など、本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、新たな取り組みが動き始めています。

そこで、①として、市内高齢化率第1位の清原地域における高齢者の見守りや支援体制について伺います。

ア、高齢者ほっと支援センターきよはら。

イ、清原老人福祉館。

ウ、シルバーピア。

エ、自治会。

オ、民生委員について、それぞれの現在の取り組みについてお聞かせください。

②今までの成果と今後の課題について。

アとして、地域の既存資源を活用し、包括的な取り組みのシステムをどう構築していくのかお聞かせください。

③先進事例について。

アとして、今回先進事例として取り上げた「暮らしの保健室」は、新宿区都営戸山ハイツの空き店舗を利用

して行われています。ここは長年この地域で訪問看護を行ってきた白十字訪問看護ステーション統括所長の秋山さんが、学校の保健室のように、ちょっとぐあいが悪いとき、悩み事や心配があるとき、何もなくても誰かと話したいときに気軽に立ち寄れる場があればいいのにと、自分たちの資金で始めた相談支援の場です。その後、厚生労働省の在宅医療連携拠点事業のモデル事業となり、現在は東京都の在宅医療推進事業、さらに新宿区からの委託で、がん看護ケアの相談にも応じています。このような地域での暮らしを支える身近な相談場所が清原地域にも必要だと考えますが、東大和市でもこのような取り組みができないか伺います。

ここでの質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

[17番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、妊娠期間における支援の取り組みについてであります。保健センターの窓口において、妊娠の届け出の際、保健師等による面接相談をさせていただき、母子健康手帳を交付しております。面接では、副読本やリーフレット等の配布物の説明を行うとともに、定期健診などの制度の利用を勧め、妊娠期間を健康に過ごしていただけるよう努めております。また具体的には、両親学級、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査等を実施しております。

次に、出産時の支援の取り組みについてであります。市では両親学級において出産の経過や時間、陣痛等の知識や呼吸法の実技などの具体的な内容を学んでいただくことで、出産への不安を軽減し、安心して出産に臨んでいただけるよう努めております。また出産時の入院により、一時的に児童の養育、保育の必要があるときは、市内の養育家庭における宿泊により保護する子どもショートステイ事業を御案内しております。

次に、出産後の支援の取り組みについてであります。市では出産後の母子を対象に家庭訪問を実施しております。産後のなるべく早い時期に訪問し、母子ともに健やかに過ごせるよう育児不安の軽減や孤立防止を図っております。また出産後、静養等が必要な保護者のために、認可保育園に入園していない児童を保育する緊急一時保育や子育ての手助けを希望される方に、さわやかサービス事業などを御案内しております。また児童の養育が困難な家庭に保健師等を派遣し、養育に関する指導・助言を行う養育支援訪問事業もあわせて実施しております。

次に、こにちは赤ちゃん事業の流れと利用の状況についてであります。こにちは赤ちゃん事業は、児童福祉法に規定されている乳児家庭全戸訪問事業と位置づけられており、市では新生児訪問事業を含めて実施しております。事業の流れにつきましては、母子健康手帳交付時に配布した出生通知票の御提出により、原則として全ての家庭を対象に訪問しております。平成25年度の利用状況は86.2%となっております。

次に、スタッフについてであります。産後の母体の回復状態、乳児のケア、母乳育児等の相談にきめ細かく対応できるよう、9人の専門職による家庭訪問を実施しております。

次に、訪問事業で行われる具体的な取り組み内容についてであります。家庭訪問におきましては、まず妊娠中からの母子の健康状態や、出産後の養育環境を把握いたします。そして状況に応じて健康相談や育児相談を行い、対象者へ助言指導いたします。また必要と思われる子育て支援施策の情報提供を行っております。これらにより母子が産後の生活になれ、安定して過ごすことができるように取り組んでおります。

次に、今までの成果と今後の課題についてであります。成果につきましては出産後に家庭訪問をすることにより、母子の健康状態や育児の状況の具体的な把握が可能となり、必要な支援の調整が可能となっていると

考えております。今後は利用率の向上に向けて、事業の周知方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、産褥期についてであります。産褥期とは母体が妊娠前の状態に戻るまでの期間のことで、分娩を終了後、およそ6週間から8週間となっております。この時期におきましては、産後のホルモンバランスの急激な変化とともに、分娩により身体に大きな負担がかかるため、十分な休息が必要であるとされております。また母親として授乳やおむつ交換など、育児の具体的な方法を覚えていく時期であるとされております。

次に、少子高齢化の現代における新たな課題についてであります。近年は核家族化に加え、晩婚化や第一子の出産時の母親の平均年齢の上昇などにより、育児と介護の時期が重なるなど、子育て世帯を取り巻く環境は変化してきております。このような変化を踏まえながら、出産だけでなく、妊娠期間中から出産後に生じるさまざまな生活の問題について、包括的に支援できる体制の整備が課題であると認識しております。

次に、産後ケアの取り組みの先進事例としてのWHO（世界保健機構）の取り組みについてであります。WHOでは先進国の女性の出産後の健康と産後ケアに着目し、女性の精神的、身体的、社会的ケアとして、必要な支援に対する専門的観点からのガイドライン等を策定しております。欧米では、このガイドライン等をもとに、産後ケアのシステムの整備を進め、少子化対策に効果が出ていると言われております。

次に、海外での取り組みについてであります。カナダ、イギリス、オーストラリアなどにおいて、産後における体の不調やなれない育児、環境の変化などのさまざまな問題に対し、生活全体に目を配った包括的な支援が行われているとのことあります。

次に、他自治体の取り組みについてであります。世田谷区、和光市、横浜市では、助産所等に宿泊または通所し、育児の方法や生活リズムを習得したり休息をする産後ケア事業を委託しているとのことあります。杉並区では、就学前の子供を持つ世帯に子育て応援券を発行し、宿泊または日帰りでの産後ケアなどを含めた約1,800件の子育て支援サービスを利用できる制度を行っているとのことあります。

次に、産後ケアの位置づけについてであります。出産後はホルモンのバランスが急激に変化し、また身体の不快な症状や環境の変化になれない中での育児の疲れ等により、さまざまな不安があらわれる時期であるため、出産後の早い時期に保健師や助産師などが母子と面接することが重要となっております。市の母子保健事業におきましては、新生児訪問及び医療機関等での産後1カ月健診や助産師等による授乳に関する相談、支援等により、母子のさまざまな異常の早期発見と対応に努めております。また平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が実施されます。この制度におきましては、待機児対策のほか、地域の子育て支援事業の充実もあわせて図っていくこととされております。現在、市町村では新制度が実施されるに当たり、質の高い幼児期の学校教育、保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされておりますが、当市におきましても子ども・子育て支援会議で御審議いただいております。この中で地域子ども・子育て支援事業として、妊婦健康診査及び乳児家庭全戸訪問事業等も計画項目に位置づけられ、着実に実施していくこととされる予定であります。

次に、産後ケア券など具体的な取り組みについてであります。平成25年度から国では産後ケアを推進する方向でモデル事業を実施しており、その成果を踏まえ、出産後の母子に対する必要な対策、対応を検討することとしております。市といたしましては、これらの国の動向や先進市の事例等について、情報の収集に努めるとともに、少子化対策として有効な施策に取り組むことが必要であるとと考えております。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、さらなる多摩湖ランの推進についてであります。第24回多摩湖駅伝につきましては、ここ数年間の大会運営上でのさまざまな取り組みの成果もあって、参加チ

ームが多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせて400チームを超えるなど、近隣市で行われている駅伝大会の中でも最大規模の大会の1つとなりました。都心からも近く、多摩湖周辺の豊かな自然と適度に起伏のあるコースが人気の要因と考えますが、今後も安全面での配慮を十分に行う中で、大会のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。なお、同日開催しました日本初女子フルマラソン大会開催地記念モニュメント除幕式や今回の大会の特徴と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、日本初女子フルマラソン開催地における2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みについてであります。多摩湖ラン推進のための環境整備につきましては、これまでも多摩湖駅伝大会のコースを所管する東京都の関係部署と連携を図る中で、課題の整理等を行ってまいりました。そうした中で、多摩湖周辺のすぐれたランニング環境を整える上で、当面の措置としては、ランナーに対する距離表示の設置が有効であると考え、去る7月23日、北多摩北部建設事務所長宛てに要望書を提出したところであります。東京都との話し合いの中では、多摩湖のランニング環境の整備につきましては、一定の理解をいただいておりますので、今後具体的な整備方法について協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ホストシティ・タウン構想についてであります。1998年の長野オリンピックで、学校ごとに担当国を決めて選手に声援を送った一校一国運動がモデルとなっていると伺っております。現在までのところ、国から2020年の東京オリンピック・パラリンピックでのホストシティ・タウン構想の具体的な説明はございませんが、この構想では、スポーツ、文化、観光、若者の相互交流や相手国との連携をした各種イベントなどを想定していることから、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、清原地区における高齢者の見守りや支援の体制についてであります。当市の高齢化率は平成26年8月1日現在24.3%となっております。また清原地区については、42.8%と市内で一番高い状況であります。清原地区には地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者ほっと支援センターきよはらを設置しており、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師などの専門職が高齢者の見守りや相談支援を行っております。

次に、清原老人福祉館の体制であります。高齢者の健康の増進やレクリエーション活動のため、部屋やお風呂を利用していただき、支援しております。利用者の様子によっては、必要に応じて近くの高齢者ほっと支援センターきよはらと連携を図りながら、施設運営を行っているところでございます。

次に、シルバーピアでの見守り支援についてであります。清原地区におきましては東京街道団地の7号棟と34号棟に各15世帯ずつ、合計30世帯のシルバーピアが設けられております。シルバーピアには、緊急通報システムや生活リズムセンサーの設置のほか、住み込みのワーデンと呼ばれる生活協力員を配置し、入居者の安全、安心を確保しております。また、必要に応じて高齢者ほっと支援センターと連携を図ることとしております。

次に、自治会の体制であります。清原地区都営住宅入居者を構成員とする自治会では、ひとり暮らしの高齢者への見守り、声かけを行うとともに、異変があった場合は市や高齢者ほっと支援センターなどへの通報を行い、孤独死を防ぐ活動を行っております。また自治会管理事務所が社会福祉協議会の行っている車いすステーションの拠点施設となっているなど、管理事務所や集会所などを活用し、清原地区の高齢者の支援を行っていただいております。

次に、民生委員の見守りや支援についてであります。民生委員は身近な地域における見守りや相談の入り口としての役割を担っており、社会福祉協議会の見守り・声かけ活動を初め、サロン活動などにも参加していただいております。

次に、既存施設、既存資源を活用した包括的な取り組みのためのシステムの構築についてであります。市では高齢者の見守り支援を専門とした相談窓口であります高齢者見守りぼっくすしんぼりを、平成26年4月に新堀地区会館内に開設したところであります。この高齢者見守りぼっくすや高齢者ほっと支援センターをコーディネーターとして、地域における高齢者の日常生活を支える関係者や機関との連携を初めとした地域のネットワーク体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、新宿区戸山ハイツにおける「暮らしの保健室」のような取り組みの導入についてであります。高齢者の総合相談を担う高齢者ほっと支援センターきよはらには、在宅ケアの経験のある看護師を1名配置しており、医療の知識や経験を生かして、高齢者等の相談に応じて、戸山ハイツでの暮らしの保健室と同様の機能を果たしているものと考えております。なお、このたびの介護保険制度改正の中で、平成27年度以降、在宅医療、介護連携の推進が市町村事業と位置づけられましたことから、市の全体的な在宅医療施設とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、第24回多摩湖駅伝大会の開会式に先立ち行われた日本初女子フルマラソン大会開催地記念事業のモニュメント完成披露式典について御説明をいたします。

当日は、昭和53年に開催されました第1回女子フルマラソン大会の主催者である社団法人日本タートル協会の篠原事務局長及び同大会の優勝者の外園イチ子さんや、バルセロナオリンピック女子マラソン第4位で、現在は第一生命女子陸上部監督の山下佐知子さんなど、女子マラソンにゆかりのある方を来賓としてお招きをいたしました。また記念モニュメントの制作を御担当いただいた武蔵野美術大学の先生方にも御参加いただく中で、盛大に水の精像の除幕を行うことができたことと認識をしております。

次に、今回の多摩湖駅伝大会の特徴についてであります。1点目の大会の参加者につきましては、多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせて448チームの申し込みがありました。昨年の第23回大会が332チームでありましたので、昨年の100チーム以上多い結果となりました。

2点目の他機関との連携についてであります。多摩湖周辺は村山山口貯水池管理事務所、北多摩北部建設事務所、西部公園緑地事務所と東京都の3つの部署に分かれて管理がされております。大会の開催に当たりましては、単に申請書類を提出するだけでなく、大会結果の報告や意見交換を重ねる中で、多摩湖駅伝大会に御理解、御協力をいただき、実施しているところであります。

次に、第24回多摩湖駅伝大会の成果と今後の課題についてであります。今回の大会のお申し込みに際しまして、多摩湖駅伝大会のホームページを立ち上げるとともに、インターネットによる申し込みの受け付けを始めました。その結果、先ほど御説明いたしましたように、前年に比べ参加者が大幅にふえる結果となりました。申し込み者の3分の2がインターネットによる申し込みであったことから、ホームページの立ち上げは大変有効であったと考えております。今後につきましては、参加チームが大幅にふえている状況から、不測の事態に備え、安全面に最大限配慮した形での大会運営に心がける必要があると認識をしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） たくさんの御答弁、大変にありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

この切れ目のない子育て支援ということで、改めて妊娠から出産、産後ということでお聞かせをいただきま

して、丁寧な取り組みがされていることを確認させていただきました。幾つか質問をさせていただきます。

まず妊娠期における中で、妊婦健康診査が今14回ほど助成がついていると思います。市民の若いお母様方に聞きますと、これがあることはわかっているんだけど、それを使っても自己負担があるというようなお話がありまして、もちろんそれはお医者様の必要性に応じて、さらなる診療が必要だということだと思うんですけど、この助成券によって何が検査されているのかというのが、いまいち皆さん理解ができてないのかなということがありまして、特に初回においては少したくさんのメニューで検査をしていただいていると思いますが、この辺、もう一度詳細をお願いいたします。

○健康課長（志村明子君） 妊婦健康診査で一体どのようなものを検査するかという内容でございますけれども、初期や中期や後期によって検査するものが変わってまいりますけども、まず毎回行うものとしては、尿たんぱくと尿の中の糖、血圧測定、体重測定、むくみの有無と程度、また腹囲と子宮の長さですね、子宮の長さの計測は妊娠16週以降、毎回行うこととなっております。それから、超音波やプラホによる胎児心音の確認は行うこととなっております。また、そのほか1回目の検査としましては、問診や内診によって今までの最終月経や分娩歴を確認したり、既往歴がないかを確認したりするようなものもあります。また、そのほか血液検査としまして、感染症がないかどうかとか、あと貧血がないか、知らないうちに赤ちゃんに重大な影響を及ぼす病気がないかどうか、そういったものを調べるようなこととなっております。周期にかけましては、もう一度、貧血検査や、また分娩時のときに赤ちゃんに感染してしまうような、B群溶連菌といったような項目も、血液検査の中に入っているということでございます。36週以降は、まあお産の準備の時期になりますので、内診により子宮口の状態がどのぐらいやわらかくなっているかや、また赤ちゃんがどのぐらい下がっているか、そういったものを中心に検査するということとなっております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 母子手帳を渡すときに、この辺も丁寧な説明がされているんだと思うんですけども、どこまで理解がされているのかなというのがちょっと不安なので、さらに丁寧に行っていただきたいのと、また初診を地元の産院でして里帰りするような場合、この1回目のたくさん検査が受けられる券をどこで使えばいいのかみたいなことでもう少し丁寧にさせていただくと、自己負担額というのが抑えられるのかなと思いますけれども、その助成金の金額も教えていただければ、それと含めて今後の対応について教えてください。

○健康課長（志村明子君） 東大和市のほうが発行しております妊婦健診検査票につきましては、東京都内であればこの医療機関でも原則使えるようなものとなっております。ただ里帰りや、もしくは近隣の埼玉県など、東京都以外の医療機関をお使いになる方は、その健診票が使えませんので、市としましてはそういった方々に対して、妊婦健康診査助成事業というものを、その方の回数に合わせて助成をしております。1回の回数が一応5,000円という形になっておりますので、上限を5,000円にして、この14回のうち何回使えなかったかといったような回数分のものを、必要な書類を出していただいて助成するというような制度になってございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、出産時で確認したいことは、第2子以降のお産のときだと思うんですけども、ショートステイを使う方がいらっしゃるということですけども、この辺、当市では何人ぐらい、このショートステイを使っておりますでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 協力員の方は2名登録がされております。

以上でございます。

- 17番（東口正美君） 余り利用がされていないのかなというふうに思っており、ここを深く突っ込むのはきょうはやめておきます。

出産時については、ちょっと陣痛の知識というところが気にはなっているんですけども、先に進ませていただきます。

産後につきまして、さわやかサービスの事業の御案内というところを確認させていただきたいんですけども、当市でさわやかサービスを産後に使われている方はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

- 子育て支援課長（高橋宏之君） 産後、さわやかサービスを使われている方でございますが、25年度の実績で148名いらっしゃいます。

以上でございます。

- 17番（東口正美君） なかなかこのさわやかサービスの利用が、今までどうなのかなと思っておりましたけれども、産後におきましてはこのサービスが使われているということで、やはりさまざまなことが出産や出産後に起きている中で、このサービスが市の中で使われているんだなということを確認させていただきました。

続きまして、こんにちは赤ちゃん事業についていきたいと思えます。

このこんにちは赤ちゃん事業のもう一度流れの確認なんですけれども、出生届の通知を健康課で受理した後に、次のアクションは市のほうからその家庭に御連絡をするなりして訪問をされるのか、その辺のあちらからの申し込みをいただいてから行くのか、その連携のとり方といいますか、その辺を詳しく教えてください。

- 健康課長（志村明子君） こんにちは赤ちゃん事業の連携のとり方の最初としての把握の仕方ですけれども、原則的には先ほど答弁させていただきましたように、出生通知書を受け取った時点で対象の方を把握しております。ただ、中には途中で転入されてきた、もしくは医療機関のほうから早目に行ったほうがいいのではないかなというような方については、直接、御本人様や、また関係機関のほうから御連絡が入ることがございます。こちらのほうは御本人様以外からの連絡の場合におきましては、了解がとられているということを前提に、こちらのほうから御連絡をして、早い時期に御家庭においての訪問ができるように、そういった形で対象のほうを把握しているということでございます。

以上でございます。

- 17番（東口正美君） 出生届を受け取った後のアクションとしては、もう一度、御本人から申し込みをしなければ普通の場合は行かないということなのかということが1点と、もう一つ、この86.2%という利用率ですけれども、この分母は1子だけではなく2子以降、3子、4子ということも分母に入った上での86.2%なのか、2点お聞かせください。

- 健康課長（志村明子君） 出生通知書を受け取ってからの連絡なのかということですけども、一応基本的には御本人の希望がある場合だけお伺いをさせていただいております。中には2人目、3人目の育児で、特になれていてなかなか時間をつくるのが忙しいので、特に訪問は要りませんという形で御希望されない方もいらっしゃいますので、原則、必ず御連絡をして訪問の希望を確認してから実施のほうをしております。

それから利用率についての分母でございますけども、これは市町村ごとに、その年間の出生数だったり乳幼児健診の対象者数だったり、そういった形で決めておりますけども、東大和の場合は3～4カ月健診の対象者を分母としまして、実際訪問に行った方の数で率を出しております。第2子以降の訪問については、原則、全数の方に訪問できるように御連絡のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ここで気になるのは、例えば第2子、第3子で特に訪問が必要がないという方は構わないと思うんですけども、やはりその辺の連絡さえもとれないような方のほうが、希望されないでこの事業を受けていないという方もいらっしゃるのではないか、産院との連携もとれているということなので、どこかではひっかかってくるかもしれませんが、早期に発見されるべき問題のある母子ということを見落とすのではないかとということで、その辺がどうなっているのか、どのように考えているのか、もう一度お聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 把握について、全数の把握や、また訪問についてのフォローですけれども、一応その住基の移動があった場合に、その生まれたという形のほうは健康課のほうに所管する事業の通知の発送も含めて情報としては把握しております。ただ、その出生した方の中で、出生通知書が届いている方か、または着いていない方かということは担当のほうでも確認のほうをしているところでございます。そういった方の中で、出生通知書が届いていなくても、妊娠届のほうで面接をしたときに連絡先を伺ってる方の場合は、担当のほうから御連絡を差し上げる、そういったケースもございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 先ほどの子どもショートステイ事業の答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど養育家庭の人数をお二人というふうにお答えしましたが、平成25年度の実績で養育家庭の数が4世帯、そしてショートステイの実績ですが、出産の事由かどうかはわからないんですが、実績といたしまして入院を事由として1件、2日間の御利用がありました。

以上でございます。失礼いたしました。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっと先に進みたいと思います。

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、bに移らせていただきまして、この9人の専門職というのはどのような専門職の方が訪問してくださっているのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 現在のところ助産師が2名、保健師が7名で実施しております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） この訪問は、お一人で行かれるのか、どのような体制で行かれるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 原則としては、1人で訪問のほうに行っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そこでは、いろんな問題が起きたりとか、その専門職の人たちがこの事業をすることのためのスキルアップのために行われているようなことはございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 連絡会のほうを年6回実施しておりまして、情報の共有やケースの見立て、また最

新の育児情報の動向などを図っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 具体的には、そこで他機関につながなきやいけないようなことがある場合は、どのような流れでそのことがつながっていくのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 他機関との支援が調整なケースについての流れでございますけれども、その定期的な連絡会を待つ前に必要なものは、訪問が終わった時点で訪問の担当者から連絡が入りますので、そこで関係機関との支援の調整が開始されます。そのほか特に3～4カ月健診、乳幼児健診等の際の確認で大丈夫といったようなものは、この連絡会のほうで報告をし、健診のときに確認のほうを行っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 今回発達支援のことではないので、それまた次回に回したいと思っておりますけど、その気づきを継続して保健センターのほうで見守ってはいるという状況であるということによろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 気づいたら、その方が必要な支援の調整につながるまで、保健センターのほうで関係機関と調整しながらサポートのほうを行っていることでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） やはりこの事業、家庭訪問ができる大変貴重な事業だと思っておりますので、やはり来ていただく、健診ではわからないことまで、御家庭に足を運ばせていただくと見えてくることがあるんで、やはりこの100%を目指して取り組んでいくということが大事なことで、あとやはりそこに携わる、最初にそのお母様と赤ちゃんに会う方のスキルを上げながら、大事な気づきを見落とさないで今後とも取り組んでいただければと思います。

続きまして、産褥期のケアについて再質問をさせていただきます。

この産褥期という概念が、日本ではいわゆる床上げまで何日みたいな言い方を今までされてきた中で、お母さんの体の休養とか育児の方法ということが、家庭で行われてきたという歴史があると思うんですけど、この辺が今、要するにお産もかつては御自宅で助産師さんが来てくれて産むというところから、お産の部分だけ医療が介入してお医者様で産んで帰ってくるというような中で、この産褥期のケアを家庭でしてきたのかなというふうに思っているんですけども、現在この東大和市でのお産の傾向といいますか、先ほどのショートステイの使われる頻度とか、さわやかサービスの事業の活用とかを見ていると、この辺が東大和市においては家庭で行われているのかなというふうに推察はするんですけども、担当課としてはどのように見ておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東大和での出産についての出産場所についてのデータは、特に把握しておりませんが、東京都におきましては98.6%が医療施設、0.1%が助産所というデータがございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そのイに移行しまして、この少子高齢化の現代において、かつてとは違う状況が、やはり社会の中で起きてきているということ、先ほど御答弁でもいただきましたけれども、第1子の晩産化ということから、親が介護と重なって面倒が見れないとか、また女性が働く時代ですから、実家のお母さんも就労をしているような場合も、今までにないような形で起きてきているのかなというふうに思います。

また言われておりますのは、少子化によってお産をできる場所が限られてきていて、特に都内では大学病院とか大きな病院で産んだりする方がふえて、少子化になったので場所が減ってしまったので、1カ所で産むお

産が多くなってしまって、そのために病院で十分な産後の産褥期の過ごし方とか、また育児の方法とかを教わり切らないまま、それでもたくさんのお産をこなすために短い期間しか病院にいられて、御自宅に帰るといようなことも、社会の現象の中であるというふうに言われております。

またこの少子化がもたらすものとして、自分の子を抱くまで赤ちゃんを見たことがないという人が、私もそうですけれども、横浜市の調査では74.1%の人が、自分が赤ちゃんを抱くまで赤ちゃんを見たことがなかったという人たちがふえているということも、またかつてはなかったようなことが起きてきているんだなと思います。なので家族や親族で今まで経験できたことが経験できなくなって、そのために社会保障の中で子育てを手厚くしていかなければいけないということが起きてきているのだというふうに感じております。

今回は産後ケアということですので、先に進ませていただきまして、産後ケアの取り組みについてというところに行きたいと思っておりますけれども、WHOの取り組み、WHOがこの産後ケアとか赤ちゃんの出生とかいうところで取り扱っているのは、恐らくこの医療で、医療機関がかかわらずにお産をしているような、どちらかというと発展途上国のお産に関して多く取り扱ってきているとは思いますが、それでもやっぱり近年この先進国の少子化に注目しているということが、先ほどの答弁でもわかりました。

特に海外での取り組みということで、私も今回改めて勉強させていただきまして、カナダでの取り組みが、このWHOのガイドラインに大きな影響を与えているということも勉強させていただいたんですけれども、少し御紹介いたしますと、このカナダの産後ケアの3つのフェーズということで、1期、導入、2期、維持、3、自立ということで、期間を平均、導入の1期目をお産から2日から3日の時期、その維持というところで3日から14日の期が第2期目、3期目が15日から6カ月というふうに産褥期を分けておりまして、それに対して6つの項目、依存度、身体のイメージ、エネルギー、意欲とコントロール、コミュニケーション、感情というこの6つの項目にわたって詳細に、この産褥期に母体が経験することが細かく書かれているのを、私も初めて改めて拝見をしました。

私自身の経験と照らし合わせまして、この分析は非常に当たっておりますが、今まで勉強したことがなかった、知らなかったというのが正直なところです。感覚的には、お産に至るまでは母体も含めた、胎児も含めたケアを保健センターとか、また医療機関から受けてるんですけれども、産んだ瞬間から乳児に対するケアというのはいろんな形でされているんですね。なのでお医者様もそうですし、家族もそうですし、またお母さん自身も自分の体のことよりも乳児に気がいっているという中で、この産後の自分の体にどのようなことが起きて、どういうケアが必要なのかということ学ぶチャンスは今までなかったというふうに感じたんですけれども、この辺、担当課としてどのように考えておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 産後の産婦さん、褥婦さんにおけるいろいろな体の変化でございますけれども、産後はホルモンのバランスが大きく変わりますので、子宮の収縮や悪露や後陣痛など自分の体の不調に加え、また実際、赤ちゃんについての授乳やおむつ交換、そういったものが必要になって、大きな環境のある時期でございます。この時期は、先ほど申し上げました両親学級の中で、出産後の生活という場面の中におきまして、どのように過ごしたらいいかということも踏まえながら、最終日には沐浴の実習とあわせてパートナーの方にも御参加いただいて、実際その産んだお母様のほうのサポート、精神的にも、また実際家事などの援助についても御協力のほうをお願いするような形で、産後、健康に過ごせるように知識の普及と、あと実習のほうを行っていただいているところでございます。

また回数の中では、先に出産されて、産後の育児をしております先輩ママを呼ぶコースがございまして、そ

ここでは実際自分のお産がどうだったか、産後どんなふうにご経過したかっていったものをお話ししていただきながら、産後の生活がより具体的にイメージができるような工夫をしております。また、そのときのお母様が、もし赤ちゃんをお連れになった場合には、実際に赤ちゃんのほうも抱っこしていただいて、実際実感として赤ちゃんの重さだとかかたさだとかにおいだとか、そういったものを感じていただく、そういうような工夫をしております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 当市における取り組み、非常によくわかりました。そういう中で、他の自治体では、この世田谷区、和光市を含めて病院から産褥期を過ごすための施設というのができてきておりますが、この辺を担当課長としてどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 自治体でモデル事業として取り組んでいるところがございますけれども、世田谷区におきましては子ども家庭支援センターが窓口となって、武蔵野大学附属産後ケアセンター桜新町というところに宿泊またはデイケアで、母体のケア、乳児のケア、また育児相談の教育、指導などのサービスを受けることができる事業を開始しております。また要件としましては、家族からの援助が受けられなかったり、体調不良や育児不安があるといった方を限定しまして、7日間という期限を設けて実施しているということでございます。また同じような産後のデイケアを横浜市のほうは、市内8カ所の助産所のほうに委託して行っているということでございます。こういったいろいろモデル的な市の取り組みも始まったところで、こういった効果があるのか、母子保健事業として現在やっている新生児訪問や両親学級、また産後の育児相談などどう連動していくかっていったものも、他市の報告などを把握しながら情報の収集のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ありがとうございます。

確かにこの辺は地域格差、地域の中で抱えてる問題が違いますので、この産後ケアにつきましても地域のニーズをしっかり把握して、当市に合った形で今後取り組みを進めていただきたいと思います。特に世田谷なんかは、ずっとキャリアを積み重ねて社会の第一線で働いてきた方が、お子さんを産んだときに孤立化してしまったりとかいう中で、このような施設ができてきたというふう聞いております。また埼玉県和光市につきましては、市内にお産ができる場所が1カ所も、産院も助産院もないという中で、市民の方たちが自分の市でお産ができる環境を整えたいということで、助産所を開きながら産後ケアできるような施設ができていくというふうに伺っておりますので、この辺は地域性ということもあるのかなというふうに思っております。何しろ当市は合計特殊出生率1位ですから、そういう意味ではまだまだ家族の中に、そういう力を秘めながら子育て、また出産ができていくのかなというふうに思いますけれども、やはりこの産後、思ってもみなかったようなことがたくさん起きます。

私自身の経験からしますと、産院では、もちろん母子同室ですし、授乳もしたりとかしてるんですけど、やはり他人に管理されてる状況だし、体重計に乗ればお乳をちゃんと飲んでるのかっていうようなことが数字的に管理されている中で、家に帰ってきて、確かに母親や周りの人たちがいるんですけども、いきなりこう、どうしたらいいんだろう、3時間ごとというけれど、1時間置きに泣いたりっていうような、飲んでるんだか飲んでないんだか、何がいけなくて泣いてるんだかということが、やはりわからない中で、手探りの中で育児をしたなっていう経験からしますと、もっともっと子どもを見たことがないとか、そういう環境にない人にと

っては、この産院から退院した直後のこのケアということがとても大事でありますし、大事であるということ
を皆さんに認識してもらおうということがすごく大事だと思っております。

この産後ケアを今後、当市でどのように位置づけて充実させていくのかということを確認したいんですけれども、例えば母子保健の中でやっていった場合には、やっぱり保健ですので、何らかの異常というか健康上の問題とかがないと、例えば母乳に関してとかも取り扱われないのかなって言うふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 健康課の中での産後ケアの考え方ですけれども、やはり母子保健ということで、母子の健康ということを中心になって事業のほうを組み立てられております。体の不調やおっぱいのトラブル、お子さんの体重のふえ、そういったものを視点にして援助をしていく形になるというふうに考えております。
以上でございます。

○17番（東口正美君） じゃ子ども・子育て支援新制度というのが来年の4月からスタートしますが、この中で待機児童対策というのが一番メインですから、この施設型給付というところに目が向きがちですが、この施設型給付を使わない地域子ども・子育て支援事業というのがございまして、当市としてはこちらの事業も、特に一時預かり等、充実をしていただいているところですけれども、この中に、例えば乳児家庭全戸訪問事業とか妊婦健診なんていう項目もありまして、この辺を市独自の事業計画を立てると、異常の有無にかかわらず産後のお母様たちをケアしてあげる。例えば出生前の妊婦健診のように、全員が受けられるサービスのようないことが考えられるのかどうか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、東口議員がおっしゃるように、地域の支援事業ということで、平成27年度からの当市の子ども・子育て支援計画、事業計画を今策定中でございますけれども、その中で今おっしゃいました乳児家庭全戸訪問事業、それから妊婦健診、さらには幼稚園訪問とか子どもショートステイ、一時預かり等々を、こちらの計画の中に盛り込みまして事業を推し進めるという予定でございます。こちらの事業を推進するにつきまして、その成果をどのように見るかということ、現在はこれからも当市で子供を産み、育てていきたい方の希望を、昨年度、ニーズ調査で実施した数値よりアップ、5年後には上昇をしたいということを目標に置いて計画をつくる予定で今策定中でございます。

以上です。

○17番（東口正美君） ぜひその中に産後ケアについても研究をしていただきまして、取り組んでいただければと思います。

産後ケア券の具体的な取り組みについては、国の動向を踏まえて全庁的に取り組んでいくという力強い御答弁をいただいておりますので期待をしておりますが、ここで私が訴えたい産後ケアの一番のポイントは、いたわられるってことなんですね。このお産を終えたお母さんがいたわられるということが、物すごく身体的にも精神的にも大事なことだということです。京都大学の山中教授がおっしゃっているのは、元来、母性本能は女性が持ち備えていると一般的に考えられていますが、実は産後、お母さん自身が夫や家族などの支援者に手助けをしてもらい、大切にされる受容体験により、脳内物質のオキシトシンなどが分泌されて、初めて我が子をいとしいと思えるようになるって言うふうに言うておまして、このオキシトシンというホルモンが出るということが、母乳がよく出たりとか、産後の肥立ちがよくなったりとかということにつながりまして、健やかな母体の回復につながるということを改めて勉強をさせていただきましたので、市内の地域資源を使ってどうしたら産後のお母さんをいたわられるのかということ、全庁的に考えていただければと思います。

例えば母乳で悩む方、結構いらっしやると思うんで、先ほど異常があれば、また保険が使えますけど、そうじゃなくてやっぱり診てもらいたいなんていうときは、当市では幾らぐらいで、どういうところで診てもらえるか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市内や東大和市近辺で母乳マッサージを受ける場合には、助産院を御紹介しておりますけども、各助産院ごとに規定の料金といったものがございます。およそ平均的には5,000円前後というふうに伺っております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 5,000円が安いのか高いのかというふうに考えますけれども、でもやはり決して若い御夫婦にとって1回5,000円の母乳マッサージというのは、やれば必ず効果があるんですけども、なかなか高価、高いのではないかなというふうに思ったりもします。

また産後の家事を手伝ってもらいたい、さわやかサービスを使いたいとかいうときもお金がかかりますし、また先ほど言ったようにショートステイとか一時預かりとか、システムはできてきてますけれども、やはり1回幾らというお金がかかっていくということを考えますと、当市でできる、先ほど言ったような世田谷や和光のような取り組みでなくても、当市の中の資源を使って、どうしたら健やかにお母さんたちが回復していくために、切れ目ない子育て支援ができるのかということ、ぜひお考えいただければと思います。

昨今のこういう子育て支援について、アグネス・チャンがある対談で言っておりましたのが、少子化、人口減少の中で、このさまざまな支援が、どこか子供を産んでほしいということが透けて見えるようだというふうに、鋭い指摘だなというふうに私も思っておりまして、本当にこの女性の活躍とか出産、育児を支えるという支援はもちろん大切ですけども、やっぱりその根底のところ、ともかくお母さんが健やかであるということが、お子さんが健やかに育つ第一番目だということを考えていただきたいということと、またいろんな方がいる中で、もちろん出産されるだけの方に対してのサービスということになるかもしれませんが、全ての人はお母さんから生まれて生を受けるわけですから、お母さんを大事にする社会はやはり人間が、人間の生命が尊重される社会になっていくと思います。そういうぜひ観点に立っていただいて、当市らしい産後ケアの今後の取り組みを期待しております。

1番目の質問につきましては、ここまでにさせていただきます。

続きまして、2番目、オリンピックに向けて、多摩湖ランの推進についてということですけども、先ほど本年行われた多摩湖駅伝の取り組みについて聞かせていただきました。参加者もふえて、さまざまな今までの取り組みが盛り上がってきているということで、大変うれしく思っております。

またモニュメントの開会式に多くの来賓の方々に来ていただき、よかったなというふうに思っておりまして、昭和53年にここでマラソン大会ができたということをラジオで聞いてくださって、ここまでお話を持ってきてくださった職員の方がどの方かはわかりませんが、そうやって必死になってくださった職員の思いや、また私としては外園さんから聞いたお話とかも大変印象深く残っておりますし、個人的に伺ったのは、30キロと42.195キロと違いましたかという話をしたら、青梅マラソンで30キロ走れたからフルマラソンできるって思って受けてしまったけど、やっぱり30キロから42.195キロの間に大きな山がありました。新しい体験をここでさせていただきましたっていうようなお話も伺うことができ、またそのときフルマラソン大会で走って以来、初めて30年以上ぶりに多摩湖を訪れられたというようなことをお聞きしますと、本当にこのモニュメントの設置に当たって、そういうドラマが数多く隠されているのではないかなと思っております。ぜひ担当課の心に残

るエピソードや、またこれをつくっていただきました武蔵野大学の先生たちから伺っているようなことがあればお聞かせください。

○社会教育課長（村上敏彰君） モニュメントの設置に当たりましては、東京都水道局の用地でございましたので、また作品の制作は武蔵野美術大学に委託という形でございました。設置場所が決まりませんと、武蔵野美術大学のほうではモニュメントの案ができないというそういう状況でございましたので、早期に設置場所を決めなければならないのですが、なかなか水道局のほうでは、東大和市が女子フルマラソンの記念モニュメントを設置する必然性、こういったものが乏しいのではないかというお話がございましたので、市としましてはそちらを水道局のほうにアピールさせていただきました。結果、設置場所が決まりまして、ただモニュメントの制作にかかる日数もございましたので、本来であればもっとイベントを盛り上げる意味から市民による投票期間を1カ月とか、そういう長い期間をやりたかったのですが、結果的に10日間程度という形で短くなってしまいました。以上がちょっと、モニュメントの設置に当たりましての一番の苦労した点でございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 部長も何かございましたら、一言お願いいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 振り返りますと、もう半年たつわけですけども、このモニュメントの設置に当たりましては、いろいろ手探りで進めてまいりました。課長からもありましたが、場所についてはなかなかうまく進みませんでした。何度も何度も調整する中で、市の設置したい場所、東京都の考え方、結構ずれてまして、いろいろやりとりをする中で武蔵野美術大学の先生にもお話を伺いながら決めたというところでございます。非常にこここのところは時間がかかりましたし、非常に大変だったなということを思い出します。

東口議員がお話のありましたとおり、外園様がこちら来ていただいたときに、やはり第1回大会ぶりに来たということで、非常に景色が違くと、非常に感動されておりました。そういうお話も伺う中で、私ども今回事業をやって、非常によかったなというふうに思う部分でもあります。山下監督にもおいでいただきましたし、そういう中でもぜひ練習はここでやっていただけないですかとかもお話しさせていただきましたし、いろんな方とお話しする機会もできました。そういう意味では、非常に意義のある除幕式だったなというふうに思うところであります。

以上です。

○17番（東口正美君） そのモニュメントがあるという中に、そういう思いがたくさん詰まってるということ語り継ぎながら、今回このことも議事に残させていただきますので、東大和市の大事な歴史の1ページになったのではないかとこのように思っております。

続きまして、今回の参加者が448チームということで、昨年よりも大変ふえたという中で、もちろん喜ばしいことでありますけれども、当然安全面とかさまざま問題も起きてくるという中で、今後の参加者数について市ではどのような考えをお持ちでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 多摩湖駅伝大会の参加者数でございます。先般の議会でもお話ししたかもしれませんが、コースに当たりましては、周回コースに当たりましては多摩湖自転車道路を使ってるということもございまして、幅員がやや狭いという状況でございます。道路の使用許可に当たりまして、東大和警察署にお伺いいたしましたところ、口頭ではありますが、周回コースは300チームぐらいが限度ではないかなというふうなお話を伺ってございます。ですので、今回の第24回の大会の参加者、多摩湖周回、公園周回、合わせまして申し込みが448チーム、参加チームが443チームでございますが、こちらぐらいの大会の規模が、今後しばらく

く継続していくにはいいのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 道路の幅員以外にも、当然人が多くなるわけですから、着がえのスペース等も問題になってくるのではないかなというふうに懸念をしています。そこで、他機関との連携ということで先ほど聞かせていただきましたけれども、私、今回注目をさせていただきましたのが、隣接しております狭山公園の利用ということをもう少し進められないかなというふうに考えております。現在は恐らく公園コースの道の利用許可という形が、公園との連携ではないかなというふうに思っているんですけども、その辺の確認と、この間、私、公園事務局に行きまして、多摩湖駅伝、こういうふうに盛り上がってるんですというふうに言いましたら、最初の段階からいろんな打ち合わせをさせていただければ、こちらとしてもやれることを考えさせていただきたいというふうに言っておりましたが、現在のところ公園との連携はどのようになっていますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 初めに、狭山公園内のコースの所在ということでございますが、あそこの多摩湖駅伝のコースは、水道局が堤防、堰堤部分を管理いたしまして、堰堤のあと下ですね——を管理いたしまして、自転車道路部分を北多摩北部建設事務所、そして狭山公園内を狭山公園事務所が管理してございます。あとちでお借りしてございますのは、狭山青年の家の跡にある駐車場と、あとその端ですか、テントで景品等をお渡ししてるんですが、そちらの場所をお借りしてございます。あと公園、スタート地点、あそこの場所は水道局の用地をお借りしてございます。狭山丘陵パートナーズとの連携でございますが、駅伝大会時には、もちろんポスターの掲示とか、そういう形ではお願いしてございますし、駅伝大会の開催と、あるいは終了後も御訪問させていただいて意見交換をさせていただいています。駅伝大会当日には、所長さんを御来賓としてお呼びしてございますので、そういった形では御協力はいただいているのかなと、このように感じてございます。以上でございます。

○17番（東口正美君） 今回提案させていただきたいのは、最初のころ多摩湖駅伝というか、多摩湖マラソン大会をするのに、イベント的な要素を少しプラスできないかということをお聞きさせていただいていると思うんですけども、狭山公園のホームページを見ますと、最近ポップな販売車が来るようになってるんですね。これはやっぱり公園を利用されてる方から御要望があって、そういうものを初めてお呼びしたんだということをお伺いしました。先ほど駐車場のところ、少しパンの販売等いただいているとは思いますが、そういうかわいらしいワゴン車などのようなものも同日に来ていただければ、参加者の方たちにお使いいただけるのではないかなというようなことも考えておりますので、ひとつ提案をさせていただきます。

もう一つ、着がえる場所が、やはりまだ3月20日というのは寒いでございますから、テントを持ち込んで張っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、堤防の上の部分だけですどうしても面積に限りがありますので、例えば半日だけでも公園の中で、そのようなものを設置することが許可がされれば、もう少し着がえ等のできるのではないかなというふうに考えておまして、このような点も今後、狭山公園と協議をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今2点、御提案をいただいたわけですが、今後も多摩湖駅伝をますます魅力あるものにするという中では、いろいろなことが考えられると思います。例えば先ほどお話にありましたポップなというんでしょうか、ケータリングというんでしょうかね、いろんな車で食べ物の販売とかも考えられるところですけども、こちらについても、また公園事務所とか連携が必要になって、許可とかいろいろ連携

しなきゃいけないので、そういうところは機会を捉えて相談をしたいと思います。

あと着がえについては、今のところ皆さんそれぞれ御自分たちで着がえをされている状況です。テント持ち込みで着がえている方もいらっしゃるようですが、そういうことを今後ますます大きくなっていく中では、考えていかなきゃいけない要素なのかなというふうには思うところです。現状では実行委員会でお話をさせていただいておりますので、そういうことも今後提案をしてみたいなというふうには思うところであります。以上です。

○17番（東口正美君） 安全性と利便性を今後ともよろしく願いいたします。

それと、先ほど来賓が来られたという話でしたけれども、今回この多摩湖駅伝に都知事を御招待されたりとか、そのようなことはされておりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回の多摩湖駅伝に際しましては、都知事のほうへの御案内は差し上げておりません。

以上です。

○17番（東口正美君） 東京都のオリンピックの話に入っていく前に、最近、都知事が多摩湖を視察されたというのを公式ホームページで拝見をさせていただきましたけれども、市長が御案内されたというふうに聞いておりますが、その日の模様を少しお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 都知事が多摩湖周辺をというところの視察をされました。公式的には、東村山浄水場のほう、こちらのほうの設備の視察ということが前提にありまして、その前時間で多摩湖のほうもという時間がとれましたので、緊急なことで当市のほう、多摩湖のほうを視察に見えたというところでございます。市長のほうも同行できまして、当日は東京都水道局のほうがいろいろと準備をされて、取水塔の説明あるいは全体的な導管の説明等をされまして、知事も取水塔の中も視察をされました。また、その後、堤防のほう、下堤防のほうも耐震の工事が終わっておりますので、そちらも視察したというような状況でございまして、時間としては数十分だったんですが、いろいろな知事の理解は深まったかなというような状況は、私のほうでは考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） いろいろな知事の理解が深まったということで、今後とも多摩湖がマラソンコースとしていいということも、恐らく市長がモニュメントのところであっていただけたのではないかなというふうに思っています。

このオリンピックを目指しまして、多摩湖ランの魅力をさらに発信をしていければということで、今回提案をさせていただきましたホストシティ・タウン構想についてですけれども、このホストシティ・タウン構想で想定される取り組みというのはどのようなものがあると認識されておりますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 都、国のほうから直接的にはお話を伺ってございませんので、ホームページ等での確認をしたところ、想定される取り組み例といたしまして、相手国、地域との大使館、自治体、諸団体との連携した各種イベント、スポーツ、文化、観光、ビジネス関係者、若者の相互交流、学校における教育活動、東京都と連携した文化プログラム、地域住民による参加国地域の競技の応援、大会後の選手団との交流、パラリンピック参加者に対する競技参加支援、このようなものがホストシティ・タウン構想の中で記載されてございましたので、こういった事業が展開されるものと認識してございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 先ほど御答弁の中では、長野オリンピックで取り組んだ一校一国地域運動というんでしょうか、こういうことは考えていきたいということでしたけれども、私がこの取り組みの中で注目いたしましたのは、地域住民による参加国地域の競技の応援ってところで、現在多摩湖周辺でも市民の方の全くのボランティアで海外選手の練習が行われていたりします。こういうことも含めると、既に市民の中でそのような活動、まあマラソンだけに限りませんが、そのような活動をされている方もいらっしゃるのかなというふうに思いますと、さまざま考えられる余地があるのではないかなというふうに思っております。もちろん私としましては、この多摩湖のランニングコースの魅力を発信するような、このホストシティ・タウン構想が実現できればいいかなというふうには思いますけれども、本市として今後この取り組みをどのような形で取り組んでいけば、進んでいくというふうに思いますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、国のホストシティ・タウン構想の具体的な説明が現在までございません。構想では、先ほど御説明いたしましたように、あらゆる分野での相手国との連携を想定しているようでございます。東京都を通じまして、国からの概要が示された段階で市内の各部署と連携をとりながら進めていくべきものと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ぜひ、この機会を逃すことなく、都知事もいらしていただいて理解も深まったということですので、少しでも前進ができるようにお取り組みをお願いできればと思います。

続きまして、大きな3番の質問に移らせていただきます。

清原地域の高齢者を見守る体制ということでお聞かせいただきましたけれども、先ほどもたくさん、ほっと支援センターから民生委員さんまで、今もさまざまな取り組みがされているということは理解をしております。今回この質問に至ったのは、そういう中でも、やはり住民の顔の見える関係とか、お茶を飲みながらお話を聞いてさしあげる関係とかいうことを、民生委員さんや自治会の人たちが心を砕いてさまざま取り組みをしてくださっているということを知っております。

例えば老人福祉館には、この間、民生委員さんと行かせていただきまして、お風呂の日にどんなことを行われてるかしたら、どんな人たちが来ているかという形で見せていただきましたら、お風呂の日はその前の和室が、その方たちが休憩できるようにいつもあいているそうなんですけれども、残念ながら誰もいらっしやなかったんですね。民生委員さんは、その場を見るなり、「椅子じゃないんですね」っていうふうにおっしゃったんです。鋭いなって思って、座卓というんですか、座トレに座布団が敷いてあるんですね。もちろんそれでもお茶は飲めるんでしょうけれども、今の街道団地にお住まいの高齢者の方たちは、やはり座布団に座るといよりは椅子に座りたいっていう方たちの年齢層が多くなってきているというふうに思います。

またシルバーピアというところをもう少し聞かせていただきたいんですけども、このシルバーピアはどういう人たちが選定されて、ここに入居できるんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） シルバーピアにつきましては、都営住宅ということで、募集等につきましては通常の都営住宅の例えば単身者、高齢者向けとか、そういうことと同じでございます。募集自体も、今J K Kのほうで行っているというような状況でございます。そちらの入居者の方に対する見守りですとか、そういったものについて、市のほうがワーデンと言われる生活協力員を配置した中で、見守り等を行っているというような施設ということでございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） ここに入れる規定が、たしか65歳以上とかというような規定があったというふうに思うんですけども、それでいいと思うんですが、ただそのシルバーピアがある号棟の限られた世帯だけではなくて、全号棟、65歳以上に今なっているということで、果たしてこのシルバーピアが、限られた方たちだけのサービスでいいのかというような問題提起も受けたところです。何が言いたいかっていいますと、先ほどの座布団に座るとか、65歳以上の人たちを見守る体制とか、そういうことを考えていた高齢化への対策ということでは、取りこぼしがあるというか、そういう想定のもとに行われている事業ではなかなか、もっと高齢化が進んでいて問題が先に進んでいる中で、今まで既存のものがあるというふうに思っています。

今回この質問をさせていただいたんですけども、さまざまな取り組みがされている中で、さらにここを包括的にシステム化していかなきゃいけないというのが、今取り組まなければいけない事業だと思うんですけども、先ほどは高齢者見守りぼっくすや、ほっと支援センターをコーディネーターとして、ネットワークを構築していくという御答弁をいただいておりますが、この構築のために具体的にはどのようなことが行われますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在でも高齢者の見守りぼっくすと地域包括支援センター、ほっと支援センターのほうで、高齢者の総合相談ということで位置づけて実施をしております。さらにこのネットワークの体制を強化していくということでございますが、その中では来年度以降、介護保険法の改正の中で言われておりますけれども、認知症のコーディネーター等、あと生活支援のコーディネーター等の配置なども考えておりますので、そういったところの人員の充実等も念頭に入れながら、総合的に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） そのコーディネーターの担い手というのは、どのような方がなられるのか伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） このコーディネーターとして今位置づけられておりますのは、例えば認知症のほうのコーディネーターですと保健師とか看護師、いわゆる在宅ケア等の経験があるそういった専門の職種ですね。それから生活支援のほうのコーディネーターにつきましても、社会福祉士初めソーシャルワーカー等のそういった職種が予定されてるところでございます。

以上です。

○17番（東口正美君） さまざま御答弁をいただくんですが、もう一つ、私の中で具体的な絵として、例えば、じゃほっと支援センターで月に1回、こういう人たちが集まって、こういう会議を開く予定ですかってこういうところがまだ見えてこないかなというふうに思っておりますし、3月議会で先輩議員が取り上げたときも、この人員不足、担い手不足というようにお話も市のほうからある中で、今回新宿区の戸山ハイツ、暮らしの保健室を視察をさせていただきました。なぜ、ここに今回視察をさせていただいたかといいますと、前回も買い物困難者ということで、同じような問題意識で街道団地、清原地域のことを取り上げさせていただきました。

前回は港区のほうに視察をしましたがけれども、その勉強している中でも、この新宿区戸山ハイツというところが、買い物困難者という中でも出てきておまして、まあ新宿区と東大和市と違うんだろうなと思いながら、抱えている問題は一緒なんだなということも感じて、この戸山ハイツに興味を持っていたところ、この暮らしの保健室というのがあるということで視察をさせていただきました。まさしく今、私を含め民生委員さんたちも望んでいる、ふらっと来て、お茶を飲みながら話を聞いてもらって、何だかわからない問題を解決してもら

いながら前に進んでいくという仕組みが、この暮らしの保健室にはありました。

まず何が違うかっていいますと、敷居が低いなというふうに思いました。秋山さんがこだわってつくった、決して大きな空き店舗跡地ではありませんけれども、木のぬくもりを感じるところで、入っていきやすい、また間口が広いなというふうに感じました。それは、そこに人が来てくれるためのさまざまな取り組み、例えば私が行った日には管理栄養士さんが来てお食事をつくらせて、そこで来た人たちに振る舞うようなことをしていたりとか、そこでさまざまな取り組みをして、人が来やすい環境をつくっているということで、この敷居の低さ、また間口の広さを感じる暮らしの保健室でした。

ここで聞いたお話で、幾つか心に残ることを発表させていただきますと、まず年間600件ぐらいの相談があるそうです。ここは、要するに先ほども言いましたように、特に何がということではなくて、学校の保健室に行くように、何となく困ってるんだという人たちが来る中で、その問題の4分の1は話をよく聞く、傾聴だけで解決をして帰る。また半分の50%の人たちは、そのことに対して助言、いろんな話を聞いているけれども、問題を整理すると、こういうことですよっていうふうに助言をしてさしあげることで解決していく。残りの4分の1の中では医療機関につなげたりとか、介護保険につなげたりとかということで、ここが使われているんだというふうに聞きました。

まさしく今、清原の団地の中で求められているのは、こういうことではないかなというふうに思っております。なかなか、いろんな仕組みがあるんですけども、それを自分が使ってどういうふうに改善されていくのかということ、高齢者の方たちにはわからない部分もたくさんあるのかなというふうに思います。何となくっていうところで、話ができる場所を探しているのではないかなというふうに思っています。

済みません、時間がないので提案になってしまうんですけども、例えば今、あそこにいろんな施設があるんですけども、なかなかそうやって人が集まってきたいんだけど、集まってこれないっていうようなことがあります。1つは、例えば自治会事務所に1号棟から行こうと思うと、かなり距離があたりするんですね。なので75歳、80歳になった人たちが歩いていくのは非常に大変なので、ちっちゃな、コンパクトな1号棟から10号棟までの人たちが集える、例えば第1集会所というところがあるんですけども、そんなようなところに出張暮らしの保健室のようなものがないかなというふうに考えます。そこには行政マンや介護の人やケアマネジャーや保健師さんや、いろんな人がいて、また民間でやってくれるボランティアのような人がいて、そこに行くといろんな相談ができるよということにプラスして、こんな楽しいこともあるよというようなイベントを、ずっとできなくても週に一遍とかということをやっていく。16号棟から11号棟までは、清原の老人福祉館でお風呂のある日に暮らしの保健室やってるよというような形で、定期巡回でそのようなことを取り組んでいくと、住民の人たちの声を直接聞くことができ、何に困っていて、どういう対策が必要なのかっていうようなことを見つけていくことができるのではないかなというふうに思います。その中で、個別のケースを一つ一つ解決していく中で、どういう問題を抱えているのかということ进行分析していくことができるのではないかなと思っています。

地域包括ケアシステムの中では、住まい、医療、介護、予防、生活支援がシステム化されてちゃんと社会保障できるようにというふうになっていきますけれども、都営団地というのは東京都が持っている住まいですから、この住まい方ということも含めて問題が見えてくれば、東京都や国に、こういう問題がありますよねということをきちんと伝えることで、新宿と東大和と違いますけど、高齢化が進んだ都営団地が抱えている問題というものをきちんと把握することができれば、次なるシステムをきちんとつくっていけるというふうに思います。

まずは住民の高齢者の方たちの声を直接聞いて、その中から問題解決の糸口を探る方法を提案をしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからいろいろと御提案いただきました。私どもも、本当にあの地域が非常にもう50%以上というような高齢化をしてる地域もございますので、非常に認識は一緒で、何とかしたいという思いも、強い思いも一緒でございます。今後そういったいろいろな御意見も含めながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（東口正美君） 済みません、たくさん項目を駆け抜けるような質問で、お聞き苦しい点もあったと思いますが、私の質問を以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会